

第七回国会 衆議院 電気通信委員会公聴会議録第二号

昭和二十五年二月八日(水曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事高塩 三郎君

理事中村 純一君 理事松本 善壽君

理事受田 新吉君

池田正之輔君 中馬 辰猪君

降旗 徳弥君 土井 直作君

田島 ひで君 今井 耕君

出席公述人

全国ラジオ電 小川 忠作君

機商協同組 川島 武官君

合連会会長 河田 進君

東京大学教授 新名 直和君

日本放送労働 組合委員長 辻 二郎君

科学研究所 主任研究員 長谷川才次君

工学博士 藤原 義江君

主 宰 者 藤原 義江君

評論家 村岡 花子君

評論家 柳澤 健君

委員外の出席者 専門員 吉田 弘苗君

本日の会議に付した事件

放送法案について

○辻委員長

これより昨日に引続き、

電気通信委員会の放送法案に関する公

聴会を開会いたします。

この際公述人諸君にごあいさつを申

上げます。本日は御多用中にもかか

わらず、当委員会の公聴会に御出席く
ださいましたことにつきまして、委
員一同を代表いたしまして、委員長よ
り厚く御礼申し上げます。

申すまでもなく、本法案は同時に提
案されております電波法案とも関連い
たしまして、国民が重大な関心を有す
る放送事業を根本的に改革整備せんと
するものであります。すなわち現在独
占的に行われております放送事業を国
民一般にも自由に開放し、国民的、公
共的な放送企業体と、自由な文化放送
企業体との二本建とし、これによつて
放送事業の民主化並びにその発展を期
し、国民に十分な福祉を享受せしめん
とするものであります。従いまして現
在在団法人である日本放送協会は、こ
の法律によつて規定せられる公共性の
強い特殊法人となり、各種の特権を興
えられるとともに、必要な監督を受け
ることといたしております。また一方
一般放送事業者には、若干の規整のほ
か、自由にその放送事業を行うことを
保障しております。

思うに、かくのごときは画期的な改正
であり、国民に與える影響も大きく、
種々なる観点よりの御意見も多々ある
ことと存じます。

本委員会は本案の重要性にかんが
み、慎重審議を進めておるものでありま
すが、なお広く国民の輿論を反映せし
め、また多年の御経験と御研鑽に基く
各位の御意見を拜聴いたしまして、審
議の方全を期したいと思ひ、公聴会を
開き、各位の御足労を願つた次第であ
ります。

公述人諸君におかれましては、本
案についてあらゆる角度から忌
憚なき御意見を御発表くださるようお
願ひする次第であります。公述の時間
は一人二十分程度とし、公述の後に委
員諸君より質疑があることと思ひます
が、これに對しても忌憚なくお答え願
ひたいと思ひます。

なお念のため申し上げますが、衆
議院規則の定めるところによりまし
て、公述人が発言しようとするとき
は、委員長が許可を得ることになつて
おります。次に、公述人の発言は、その
意見を聞くこととする問題の範囲を越え
てはならないのであります。もちろん
本法案は電波法案、電波監理委員会設
置法案とともに、電波三法案として一
体のなものであり、全然切り離して考
えることは不可能でありますから、御
意見が他の法案にも及ぶこともあろう
かと存じますが、本日は放送法案につ
いて御意見を伺うのでありますから、
あくまで放送法案を中心にお願ひした
のであります。また委員は公述人に
對し質疑をすることはできますが、公
述人は委員に質疑することはできません
。以上お含みお願ひします。次に公
述人諸君が御発言の際は、便宜上壁頭
に職業または所属団体並びに御氏名を
述べていただきますことと存じます。なお
発言の御順序は、かつてながら委員長
御指名の順序に発言台で御発言を願
ひます。

それでは藤原義江君、お願いいたし
ます。

○藤原公述人 私は歌唄の藤原義江
でございます。本日十二時から放送局
へ入つて、十二時半に放送いたしました
から、一時から日比谷の公会堂で公
演があります関係上、時間がありません
ので一番最初にやらしていただきます
。本来なら人が何千人いても驚かな
い私であります。ここへ入つてみま
すと、どうも全然かつてが違つてい
て、何か非常にこわいところへ、悪い
こともしないのにひつぱり出されたよ
うな、ことに名前の下に公述人と書い
てあるし、今村岡先生とも話してお
つたのですが、すっかり上つちやつて、
何を言つていいかわかりませんし、ど
うももの／＼しくて非常にやりにくい
ので、私の思つておるころの半分も
しやべれないと思ひます。歌を唄わせ
ればとにかく、ああいうところでは
べらしたらなつていないということ
を、初めからお考え願ひしたいと思
ひます。原稿も持つておりませんし、
今ここへ来てちよつと二、三行書いた
ようなわけでございますから、もちろ
んまとまつたことは申し上げられませ
ん。

ただ放送には非常に縁が深いわけ
でございますから、いや／＼ながらこう
いうところへ引き出されて来たような
わけで、実はゆうべもおそくまでやつ
ておりました。十時にここへ来るとい
うことは、私にはたいへんなことなの
であります。今申し上げましたよ
うに、おそらく日本で放送というもの
をした一番最初じやないかと思ひます

が、大正の末期かあるいは昭和元年
か、はつきり覚えておりませんが、帝
国ホテルの大ホールへ朝野の名士を約
一千名集めて、そこで神戸から来られ
た何とかなという技師が、初めてこれか
ら日本における最初の放送というもの
を、ごらんに入れるというので、私と当
時の男爵大倉喜七郎氏と二人で帝国ホ
テルで立ちまして、それではたたいま
ここに藤原君が、帝国劇場の屋外
から歌を唄つて本人の声を聞かせます
から、皆さんお待ちくださいと言つ
て。そこへみんなを待たしておいて、
私が車で帝国劇場の屋上へ行つて、電
話機を持つて歌を唄つて、それを帝国
ホテルにいる諸君にお聞かせした。こ
れが日本の放送の初めかどうかは知り
ませんが、少くとも電波を通じて歌を
唄つた最初ではないかと思ひます。そ
ういう因縁があるので、きょうここへ
出て来てしやべる氣になつたのであり
ますが、御承知のように民間放送とい
うものができるといふことになつて、
われ／＼としてはお得意がまたふえる
ので、非常に喜んで、今から民間放送
ができたものと金が入るだらうとみ
んな喜んでおるような始末であります
が、これも皆様もうすでに御承知のよ
うに、わが国の音楽文化と申します
は、非常にレベルが低く、多いところ
は、東京などではシンフォニーが三つ
もありまして、オペラも及ばずながら
私が十七年続けて、現在もやつており
ますし、その他音楽界、形の上では世
界の一流の国のどこにもひけをとらな

いのでありますが、内容においてはまったくおほかしいようなわけでありつた。しかもそれが全部東京に集まつてしまつて、一たび東京を離れまして、仙台あるいは静岡まで行きますと、もう全然レベルが低くて、一昨日も歌劇の棒姫、これはだれでもよく知つておるオペラであります、それを持つて静岡へ参りまして、なるほどオペラというものはピアノでやるのではなくて、オーケストラでやるのですか。聞いてみますと静岡でオペラを公演したのは一昨日が初めてだ。そういうようなわけで非常に都会、ことに東京に集中されておりますけれども、地方では全然そういう恵みに浴されてない。それを地方の人にそういう音楽文化を曲りなりにも全部、鹿児島から北海道のはてまで聞かせるためには、これはどうしてまで放送によるほかに現在ありませんし、またそれを高めて行くのも、放送の力をかりるよりほかしかたがないと思うのです。

民間放送ができて、どういふふうになつて放送ができるかは存じませんが、私の知つておる範囲で行きますと、私も大体世界を十べんまわりました、その間にほとんど世界の各国において放送をしたのが一番多く、アメリカで放送をしたのが一番多く、その次はイタリア、南米のブエノスアイレスあるいはリオデジャネイロ、フランスでパリ、ロンドン、それからブラジル、ストックホルム、まだあると思ひますが、大体そういう所で放送して参りましたが、今度の日本の民間放送でございまして、幾つできるか存じませんが、おそらく規模から行きましたら、アメリカの民間放送のような大きなものでなく、ブエノスアイレスで現在行われておるような、ああいつた放送会社ができるのではないかと私は想像しております。そうしますとともこの放送で農村、漁村にまでわれわれのオペラとか、あるいはシンフォニーだとかいうものを送ることは、将来はともかくとして、今のところはむずかしいのじやないかと思ひますし、何か電波の方の關係もそういうことだということをちよつと伺ひました。そうしますとやはり現在のNHKにわれわれ／＼としてはたならなければならぬ。

ところがそのNHKで放送しておるわれ／＼の状態はどうかといひますと、一名これは薄謝協會といわれておりますが、とてもあれだけの放送料でもつていい文化をやれと言つても——もちろん金の高によつて歌つておるのではありせんけれども、とても大した放送料で、これはわれ／＼ばかりでなく、放送料が非常に安いといふことは定評であります。私は何もここで放送料を上げてくれといふことを申し上げるのではありませんけれども、実は辻さんから龐大なパンフレットをいただきまして、歌さへ満足に覚えないうちに、とてもあれだけの、どこをあけてみてもむずかしいことの書いてあるものを読むことはできないので、まことにおほかしい、また無責任のようですが、全然読んでおられません。ただ一法送法案といふのを開きましたら、そこに音楽のことが書いてありまして「音楽、文学、演藝、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。」と書いてありますが、とてもあれだけの放送料では、最善の内容なん

かもつてのほかで、また放送を扱つておる放送局の方々から行きましたら、おそろくそうだと思ふのですが、たとえば放送料一つ上げるにしても、あるいは今度の君の方のオペラはこういうものをやつてもらいたいと言つても、あつちで判こをもらひ、こつちで判こをもらひ、向うでこれは何と申しますか、委員と申しますか、理事と申しますか、政府側で非常に縛つて縛つて縛り上げるだけ縛つておいて、そうしてきまつた金でお前たちは公共団体だからいいものをやれと言つても、放送をやる人にとつても非常にやりにくくて、ああ規則づくめで縛り上げられたのでは、おそろくわれ／＼の言ふことも放送局としては聞いてもらえないのじやないかと思つておるのでござい

もの、おそろく世界にはないのじやないかと思ふのでござい。私の申し上げておるのはおもに音楽方面のこととでございます。

そういうわけで、結局われ／＼は何にたよつてオペラなり、交響樂團をやつておるかといふと、御承知のように日本交響樂團はNHKの補助がある。それがあればこそあれだけのものを維持しておる。放送によつて得るお金を経営しておるというわけですから、私としてお願いしたいのは、放送によつてどん／＼そういういい文化ができて参りますためには、規則は規則で、もちろん民間放送のことは存じませんが、NHKの場合に行きますと、いい放送をさせるためには、もうちつと何か金を出してもらつて、われ／＼にもせめて電車へ乗らなくても済む。自動車で行き帰りができるくらいに放送料を拂つていただくことと、それから放送に携わつておる人々が、この法案を見ますと、何でも全部規則によつて縛り上げられて、あれではとても困るのではないかと思うのと、この二つのことでござい。先ほども申し上げましたように、東京を一步出ますと、日本の音楽文化というものは、非常にレベルが低いようなわけで、これを上げて行くには放送にたよること以外にはないと思ひます。ます／＼これから放送というものは、たくさん放送会社が出て来ますと、やりようによつては文化の程度が非常に下つて行くのではないかといふことを言う人もござい。それはやりよう一つでそういうこともないと思ひます。のど自慢もけつこうでござい

ますが、ひとついい意味の、もつとレベルの高いのど自慢もまた必要なのはなにかと思ひます。

ごらんの通り原稿も何も持つておりませんし、行き当りばつたりでこの発言台へ立たされて、裁判所へ行つたらおそろくこんなものではないかと思ふのですが、思ふことがす／＼と、歌を唄うように出て参りません。何か聞いていただくことがございしたら、お答えできることはお答えしたいと思ひますが、大体私の今頭の中に出て来てしやべるのは、このくらいのことろで失礼したいと思ひます。(拍手)

○辻委員長 ただいまの御発言に對しまして、質疑がありましたら、これを許します。

○飯塚委員 藤原さんにちよつとお伺ひいたします。りつばな芸術家を、こ

て、将来芸術家の名をはずかしめない
ような料金について、どういふよう
な程度に薄謝を差上げたならばよろ
しいか。その点をまずお伺いしたい
と思います。

○藤原公述人 これは非常にデリケー
トな話で、それでは一体君は幾らも
らつておるのだと言われると、これはち
よつとここでは申し上げてはいけな
いと思うのですが、私が現在洋楽の方面
では、実際は存じませんが、一番高い
放送料をもらつておるそうございま
す。ところがその放送料がどのくらい
ということは、大体地方での演奏料の
四分の一程度の金をもらつておりま
す。しかしそれはものによりまして
は、たとえば「ほこをおさめて」とか
「どんと」なんかは、いきなり行
つて、お茶一杯のんでやつてもできま
すが、大きな歌劇になり、ベートーヴェ
ンのフィデリオとか、きょうも十二
時半からカルメンの放送をしますが、
これはグルリットという先生に頭ごな
しにやつつけられて、二日ないし三
日、多いときには一週間ぐらゐ頭ごな
しにたたき上げられて、しかも二日間
ぐらゐ放送局に通つて練習してやる。
その費用なんというものは、全然一銭
も入つておりませんし、その間二日な
り三日なりは、聞いていらつしやる
と、何だ、あんな放送をして、真剣に
やつておるのかと思われぬかもしれま
せんけれども、非常に放送には神経を
いたため、何しろこれは日本中に広告
することですから、とてもわれ／＼は
神経を使うのです。それにしても少し
放送料は、現在のほかのものに比べ
ると、あまり安過ぎるのじやないかと思
うのでございます。ですから、せめて

今の放送料の倍くらい——もつとも中
には、おれは金はいらないから放送し
たいんだという人もたくさんあるし、
また何とかひとつ放送させてくれな
いという人も多いから、ちよつとそう
いうところはデリケートですから申し
上げられないのですが、大体放送料と
いうものを今の倍くらい、せめて一家
をなした人に対しては、今の倍くらい
の放送料を拂つていただいたらどんな
ものだろうかと思ひます。

○飯塚委員 もう一つお伺いいたしま
す。先生が十七年来楽団を率いて、さ
らに十回も全世界をおまわりになつ
て、日本の文化興隆のために御努力さ
れ、ただいま外国のいろ／＼な放送局
の例をお話になり、民間局ができた
としても、ブエノスアイレスにある放送局
程度のものでないで、わ／＼は不幸
なことにブエノスアイレスの放送局を少
しも存じませんので、その点につい
て、簡単によろしゅうございますか
ら、伺いたいと思ひます。

○藤原公述人 ブエノスアイレスを例
にとりましては、たゞ／＼南米に二
回参りました、ブエノスアイレスとリ
オデジャネイロとで放送いたしました
が、非常に規模の小さい、放送室と申
しまして——もつともブエノスアイ
レスにも相当たくさん放送局がござ
いますから、一番大きいのはどのく
らいか、私きょうこういうことがわか
らなければ、話をするというところが
出てきたら、もつとも／＼見て来てお
ればよかつたなあと思ひますが、そ
ういうことは全然予期してゐなかつた
ので、実際全部のブエノスアイレスの
放送局の内容を見て来たものではあり

ませんが、私が放送しました約三つば
かりの放送局の放送室というのは、
実に簡単なもので、ちようどビクタ
ーやコロムビアのレコードを吹き込む部
屋程度のもの、あるいはその半分くら
いしかない、この部屋の中の三分の一
いしかないような、現在のNHKの一
番規模の小さいくらいのところ、東
京のNHKで放送していただかれ、こ
うしては実際に放送ができたので、こ
ういふところで簡単に放送ができたの
かと思ひ、聞いてみましたら、こ
れはブエノスアイレスを中心にして何
十マイルしかこの電波は行かないんだ
から、これでできるのだということ
を伺いました。それでアメリカのNBC
とか、コロムビア・システム、あとい
う大きな民間放送システムでなく、ち
やうどブエノスアイレスの放送局に
近いものがまず日本でも最初に設立
されて、やられるのではないかと、こ
う思つたわけでありました。

○飯塚委員 それに関連してでありま
すが、現在のNHK、これは世界でも
相当有数のものと思つておりますが、
先生の御体験から、日本の民間放送局
が将来できて、経営の面から行けばこ
れは別でありますけれども、そういう
ブエノスアイレスのような小さな放送
局がたくさんできて、それで完全に今
の法案をつくるその趣旨が徹底でき
るか。これは先生方の芸術家の立場から
お考えになつたことよろしゅうござ
いますか、現在のようなNHK一本と
か、あるいはそれと同じような大きな
放送局ができた方がいいのか。ある
いはブエノスアイレスのような小規模
な民間局がたくさんできて、地区的に
もいいからそれを放送された方がいい

か。その点をもう一つお伺いしたい
と思ひます。

○藤原公述人 これも非常にむづかし
い御質問で、これを正直に答えると、
将来私どもの方にたいへんさしさわ
りが出て来て……

○飯塚委員 その点はどうぞ御懸念な
く……

○藤原公述人 あのとときあいうこと
を言つたから、うちの放送会社では君
の方のオペラは放送しないというこ
とになると非常に困るので、何しろお
得意なことを非常私に私たちは喜んで
できることを非常に私たちが喜んで
おりますが、ただ一つ問題は、大規模な
非常にお金のかかるもの、最小限度大
体百人程度の人間を動員しなくては
——百人ではちよつとむづかしいで
すが、その程度の人間を動員しなくては
ならぬ、あるいはシンフォニー、ある
いはわれわれのオペラの放送というものは、
今日の薄謝をもつてしても非常に大
な放送料になります。しかもこれをほ
んとうに味わつてくれるのは都会の人
が多いんですが、都会では、さつきも
申し上げましたように音楽文化とい
うものはどちらかといえば、いい悪いは
別として、あり過ぎるくらいある。ど
うしてもわれ／＼のねらいは、地方へ
これを電波に乗せて送つていただきた
い。ところがかりに民間放送でそれが
できるとしまして、あまりに費用がか
かるのと、それから東京周辺の人はラ
ジオによらなくても、東京へ出て来
るというところで、現在NHKがやつ
ておりますように、あの歴大な放送料
を拂つてシンフォニーの放送やオペラ
の放送をやつていたので、民間放送
のお得意と申しますか、放送の時間

買う方のシャボン会社なり、外国の例
でいいますと、おものに大きなお金
を拂つてゐるのは自動車会社、せつ
けん屋、歯みがき屋さん、化粧品屋
さん、というものが大放送会社のお
得意です。おそろく日本でもこれは
同じことだらうと思ひますが、はた
してせつけん一つ売つたため、歯
みがきを売つたため、化粧品を
売つたために、シンフォニーとか
オペラというような高踏的なもの
に、莫大の金を拂うかどうかとい
うことを、私は考えさせられるので
ございますが、民間放送ができて
もやほり、そういうものは、公共事業
団体としてお金をもつて使ふこと
ができる、広告主からの収入によ
らないでもやつて行ける、NHKに
たよらなくては事実は、将来はと
にかくとして、できないのではない
かと、この点について思ひます。こ
れでどうぞ……

○辻委員長 よろしゅうございま
すか。ほかに……松本君。

○松本(善)委員 ただいま藤原さん
から実にけつこうなお話を承つて、
私も非常に感謝しておりますのであ
ります。薄謝協会というところござ
います。きのうもその問題が出まし
たので、はなはだ迷惑千万だろ
うとは思ひますが、これが薄謝であ
るといふ事実は、それから先ほど申
された二倍くらいの程度が最低のも
のではないかと、昨日はまた杉山
さんから三倍以上のことがあつた
ので、その点簡単にけつこうであ
りますから、しからばどの程度で
あるかといふことを、この際ひとつ
発表していただきたいと思ひます。
よろしければその点まず最初にお
伺いいたします。

○藤原公述人 それは金額ですか。

○松本(善)委員 そうです。

○藤原公述人 現在私がもらつておるのは五千円程度ですが、そのうちから莫大な税金を差引かれまして、残るところは四千幾ら。その中から車賃を拂い、それから放送が八時から九時になるときは——これはそんな所に住んでいるのが悪いじゃないかと言われればしかたがありませんが、私は鎌倉の山の中に住んでいる関係上、ホテルへとまります。ここでホテルを言うとはホテルの宣伝になります、京橋の地下鉄のメトロというホテルにとまります。大体ホテルの宿泊代が千五百円はかかる。そうしますと残るところは四千幾らから千五百円ですから、二千幾らかしか残らない。そこへちやうど一生懸命みんなやつてくれた合唱団とかオーケストラの連中に、先生きようはいい声でした、と言つて肩をたたかれれば、もうあと二千五百円は飛んでしまふ。(笑聲)これは私ばかりでなく、みんながそうだろうと思うのですが、とにかく放送をやるといふことは、これは芸能人にとりまして——口では大きなことを言つておりますが、何といつてもたいへんな一つの魅力で、一番古くからやつている私でさえ、放送にこれだけの魅力があるのですから、ことに若い人はいくら薄謝でも、たとえば現在の放送料を半分にされてもやりたい。これは正直なところだろうと私は思うのです。その弱点につけ込んで、(笑聲)それでは薄謝でもいいじゃないか。それはなるほどわれ／＼は、お前にこれから一切放送さしてやらない、歌も放送さしてやらないと言われても、根がすきだから、どんぶり

の一つずつを出してでもやりたい。それでですからやつてゐるのですが、われわれはその程度の放送料しかもらつていないのです。民間放送は、これは相手がお得意の時間の売れ／＼あいで拂うのですから、民間放送に対してはそういうことは言えないかも知れませんが、公共事業団体として、少くとも政府がやつてゐる放送協会には、われわれにもうちつとお金を拂つてもらうためには、予算が何かでもう少し放送局へお金を拂つていただけるようにしたら、われ／＼もつと拂つていただけるのではないかと思うのです。

○松本(善)委員 重ねてお尋ねしたいのでありますが、しからば日本においては現在テレビジョンとらいうものが研究過程にあると思うのですが、もしも実現いたしました場合には、いゝゆる姿を映し、またその雰囲気まで映して、あるいは目でまた耳でそれを味わうことができると思ふます。現在日本にテレビジョンがもしも仮定的に來たとした場合のことを考へて、今後の日本の芸術といふものはどうあるべきかといふことも、参考のためにひとつお伺いしたいのであります。つまり藤原さんのテレビジョンに対する抱負、経緯を一応お尋ねしたいと思ふます。

○藤原公述人 だん／＼答へるのにむづかしいようなことばかり出て参りましたが、テレビジョンは私はこの間ビクターの研究室で、自分の顔を映されて初めて見たのです。そういうわけであまりテレビジョンに対しては知識はございませんが、御承知のように日本の歌謡——おもに私の申し上げるのは歌謡ですが、オペラなんかをやつておりましたも、日本人は非常に表情

が小さくて大げさでないから、昔から腹芸といひますが、明けても暮れても腹芸ばかりやつてゐる。ことにオペラなんかをやつておられますと、舞台なんかでもほとんど腹芸で——これはほんとは腹芸をやつておるのではない。腹芸に見えるのであつて、実に表情がこまかい。外国の人のような大きな表情をしませんから、またそういう生活の中でわれ／＼は生きておりませんから、向うですとすぐ手を握つてキスするといふところまで行くけれども、日本ではそうではない。見て、にらんで、外へ出して、そうして話をするまで非常に時間がかかる。ですからテレビジョンなどになりますと、非常に表情のこまかい日本人には、テレビジョンはたいへん苦手だろうと思ふますから、もし將來テレビジョンといふものが——もちろん今日の日本の技術をもつてしたら、テレビジョンもおそらく数年のうちにアメリカと同じようになるでしょうが、そうなつた場合には、何かテレビジョンに対して専門の人が出て來て、エロキエーションと申しますか、もう少し顔の筋肉の動き方だとか、いろ／＼表情のために専門に今から準備しなければ、今の日本の映画でもそうでありますが、非常に表情が小さいから、テレビジョンにならずと、ことにそれがもう一つ表情がなくなつて、さびしいものになるのじやないか、それだけにテレビジョンといふものができるといふことに対して、われわれ今から心配しておる。この程度のことし私は存じません。

○松本(善)委員 たいへんけつこうなお説を拜聴いたしました。次に外国その他を旅行されて來ました藤原さんに、日本に現在ありますところのスタジオが、外国に比べまして、どういふような見劣りがしておるかといふことを、率直にお答え願ひたい。ことにきのうの他の公述人の方のお説によりまして、NHKはまず義務教育であり、それから今後できますところの民間放送といふものは、専門的な教育の過程だろうといふような言葉を用いられた方があります。私はそれに同感するものであります。従ひまして、もし今後できますところのものであるとした場合には、場合においては、いゝゆる広告料を主としたもの、すなわち民間放送のあり方が今後の問題ではないかと考へられますが、しからばスタジオといふものはどうあるべきであるか。ことに芸能関係に関するところのいゝゆるスタジオといふものは、外国に比べてどういふところが欠点であるか。またいゝとすればどういふところがいいかといふことを、忌憚なく御意見を伺ひたいと存じます。

○藤原公述人 これもただ私が歩いて参つた世界各国の——しかも最後に外国へ行きましてのが三九年でございまして、それからもう約十年近くも外国の土を踏んでおりませんが、私の知つておる範囲では、現在の日本のNHKの放送設備、これは電波とか何とかは全然しろうとで何もわかりませんが、部屋の設備とか局員の働き振り、そういうところから見ますと、これは世界の放送からいつてます一流——その一流の中にA、B、Cとつけることはできるかもしれませんが、建物といひ、内容、つまり設備ですが、そういうものからいつて、おそらく世界の一流の中の指折りの一つではないかと私は思ひます。

○松本(善)委員 たいへんけつこうなお説を承りまして、感謝いたします。次に、たいへんお忙しくて、法案も何も勉強ならなかつたというお話がありましたけれども、現在、法案がもし通過したといたしますと、協会にはい

というところはない。また一致団結
てやつているような音楽家というものは、これは団体として行動をしなけれ
ば絶対に自立ができないというような
ことで、これは政治家でもそういう方
がたたくさんおありだろうと思います
が、（笑声）とにかく一人立ちではど
うしてもやつて行けないから、何らか
の団体でもつてくらいついて、あいつ
がそんなにいばるのなら、おれの方は
団体の力でやろうという。音楽家仲間
ではそういう者はない。それがあ
るのだから見ますと、一致団結して

ようでありますが、それともう一つ

は、お互いにやろうじやないかと言ひ
まして、何しろ朝早くから起きまし
てやるなんというこゝも——大休用が
なければ十一時から十一時半ごろまでみ
な寝て、なるべく休養をして、歌なり
いい演奏なりをしよう。ですからよそ
から見ますと、実にだらしない生活
をしているようにも見えますけれど
も、これは結句皆さんこゝの演奏をす

「ため」の「だらしのない生活」と言うこと

少し麥ですけれど、（笑声）まあそういうわけで、一致団結ということがなかなか／＼はから見ますと、できていない。またこれが非常にできにくいことなんです、まあ今の薄謝のことにつきましても、何かひとつみなでもつけて寄合いをこしらえて、上げてもら

おうじやないかという団体をつくらう

としまして、いや私は何も放送料な

んかどうせ当てにしていないのだから

そんなものには加わらないといふ

よめな人がすく出て来ますいゝ言が、
いゝやうなくらい自分も持ち出して、

放送とゆうものはやりたんだという

力

らのファンもあるし、ほかの人と違つて百姓もおれば、工員もおれば、あらゆる階級のファンがいるのだから、こういう歌もたまには唄わなくてはならぬ。私は喜んでそういう歌を唄います。ですからいや／＼ながら唄うという事は、ほとんど私の場合においてはあります。若し連中にはそれが相当あることは事実であります。しかしながら、あれを断ればこの次のよい放送に出してもらえないから、これをやる。しかし頼む方でもとにかくその人がよいかやなり頼むのであつて、今までのように放送局の人に金一封を包んだり、一ぱい飲ましたり、菓子箱を持つて行つたりしても、もう今日では通用しないので、かつていざこざが起きたようなあれとは全然違ひまして、スポーツマンと音楽家というものは、実際に聞いている人、見ている人が甲乙をつけて、その場で勝負がきまつてしまふから、あれは声は悪いけれども、実に内容のよい歌を唄うのだと言つても、手をたたいてくれないのです。あれは君、負けなければ、実に負け方がよかつた。スポーツマンと同じで、なるほど三振しても川上や別当の三振は実にきれいで、また双葉山の負け方も実にきれいであつたかもしれないが、やはり演奏家はいい演奏をしなれば長続きしないし、またスポーツマンは勝たなければ長続きしない。今日では舞台の上でも放送の上でも、聞いている人が勝負をつけてくれるのですから、なぜあんなものを放送に出したのだらうかという人は、今日ではあまりありません。それからどうしてレベルを上げるために、もつとこういふ企画をしてほし

いとか、ああいう企画をしてほしいという事は、われ／＼としてはたゞさういふことですが、私の方ではたゞさういふのは、龐大なシンフォニーを伴奏にしたオペラの放送をもつてほしいと思つてゐます。今のNHKの放送のプログラムがつまらないというのをよく聞きますが、あれだけのパライティを盛つたプログラムは、現在ではやはりアメリカと日本だけじゃないかと思つて、私はパライティが日本の放送のプログラムにはあると思つてゐます。ことに御承知のように西洋音楽と日本音楽というものは、外国には見られな。これはもう文句を言へば幾らでもあるでしょうが、プログラムの編成などについては、私はむしろ感心してゐるくらいです。それからど自慢がよく対象になります。これはやはり必要で、ああいうものがあれば、あれに出る人、あれはどんな修業をし、どんなかつて唄うかといふことが、その中からも出て参りましようし、これもやはり必要じゃないかと思つてゐますが、ただ今は必要以上にど自慢が行われていて、病氣みたいになつてゐるのではないかと思つてゐます。

○受田委員 それから一般大衆を音楽的に情操を高めるために、卑俗な音楽その他の流行するのを押えて、高尚な音楽を大いに指導、啓蒙するところの意欲を、あなたはどのうふうにお持ちになつておられるか。民間放送が進歩したときに、至るところで争つてゐるような放送がされると思つてゐますが、純粋な音楽、純粋な芸術を生かすための意欲を、あなたはどのうふうに行つておられるか。それから民間放送に

対するあなたの御希望、この二点について伺いたいと思つてゐます。

○藤原公述人 これから民間放送がでますと、シンボンをかう人、香水をかう人——シンボンをかう人、香水をかう人、悪いものがたくさんあつて、買う人によつて違つて参りますが、大抵シンボンの時間、歯みがきの時間、香水の時間は、シンフォニーだとかオペラでなく、流行歌などが音楽の分野から言つて似合つてお参りましようし、また費用の点から行きますと、相当安く、しかも相当効果があるから、これはひとつ今度は経営者の頭で、民間放送で思ひ切つていい放送をやろうといふことになると思つてゐます。たとえばブエノスアイレスに放送局がたぐさんあります。その中にエキセルシヨという放送会社がありますが、このエキセルシヨという会社の例をとつて申しますと、非常に小さい会社であります。それはどういふ行き方をしているかといふと、よそが一生懸命でジャズ、流行歌で広告をやつておるのに、そのエキセルシヨという会社だけが、一流のピアノリスト、一流のバイオリンリスト、一流の音楽家といふものに重点を置いて、プログラムの三分の二を一流の音楽家だけで埋めておる。またブエノスアイレスでは、あんなに大きなある会社の中で、エキセルシヨが今日は何をやつてゐるだらうというわけ、それが非常な売りものになつておるのではありません。ひとつこういふものが東京や大阪でもできてほしい。そのうして片方ではど自慢でも何でもかまわれないから、通俗的な音楽がやられると同時に、片方ではそういう行き方

をした放送会社がぜひできてほしいといふことを、この間も二、三の人と私は話したのでありますが、そういうことをわれ／＼は希望しておりますし、そういう行き方をする会社ができれば、われ／＼自身としても、音楽家として大いにそれを支援する義務があるのではないかと思つてゐます。民間放送会社といふものはどうせいらの道を歩まなければならぬと思つてゐますし、音楽家としてもその点は非常に考へて、良心的なプログラムだけで押して行く会社があつたら、われ／＼としてはそういうものに積極的な応援をしなくちやいけないのではないかといふようなことも考へてお参りします。

○辻委員 次は川島武宜君。

○川島公述人 私は東京大学の法学部におります川島でございます。先ほど委員長から忌憚のない意見を述べたというお話でございまして、私は忌憚のないことを申し上げます。

この法律に対して私は全体的に反対の意見を持つております。私が問題にしたい点を簡単に申しますと、まず第一にこの法律は、日本放送協会に対して国会と政府とが、非常な力でもつて統制をし、監督をするという点に、大きな眼目があるように思つてゐる。これはたしてどういふコントロールをする必要があるだらうか、それでよいだらうかといふことを、私は非常に疑問に思つてゐる。一体日本放送協会といふものは、いわば税金のよるに、強制的に国民から税金をとるこゝになつてお参りますが、これは現状ではどうもやむを得ぬだらうと思つてゐます。つまり日本のようなところは、商業放送だけで放送事業を遂行させ、津

津浦々までラジオという文化伝達の手段を普及させるという事は非常に困難でありますから、私はこういう特殊な団体があつて、いわゆる公益放送をやるといふこと自身には賛成いたすものであります。ですから私はそのこと自身には異存はないのでありまして、そういう強力な大きな団体があつて、津浦々々までネットワークを持つて公益放送をやる。ことにいへば、ニュースをも放送するといふことは、非常に文化的意義があると思つてゐます。つまり税金のな料金を国民から取上げるといふこと自身は、非常にけつこうだと思つてゐるが、どうも私の想像しますのに、国民から税金的に取立てるのだから、これは国会が監督していいのだ、政府が監督していいのだといふふうに、この案は考へてゐるのではないかと私は推測するのでありますが、その点に私は大きな疑問を持つてゐます。

〔委員長退席、中村（純）委員長代理着席〕

一体税金のわれ／＼個人の意思を無視して、いやでもとにかく金をとるといふ仕組みは、世の中にいくらでもあるのでありまして、ラジオに限らない。たとえば電車にもつと安く乗りたと思つても値切ることばできませんし、電気やガスもつと安く拂いたと思つても、これは少し使ひ過ぎると罰金をとられます。ですからわれ／＼の意思を無視してやるといふことは、必ずしも国家が全面的に事業をコントロールするといふことにはならないと思つてゐます。ただNHKの場合には非常に問題が大きい。大体放送局の財産は、最初の社団法人設立のとき

の基本財産はあるけれども、現在の大部分の財産は、聴取料で成立つて来たのではないかと思います。今後ますますこれが聴取料でやつて行くというこにになります。これは結局民衆がこの日本放送協会の維持しているということになるのであります。結局われわれはそういう経済的な面から行きまして、これはやはり民衆のために放送局というものは運営するべきものだと思ふのであります。ですからそういう意味でやはり経理なんかも、民衆の金を預つてやつてゐるのだという考えでやらなければなりませんし、事業の運営にしまして、民衆全体の利益のために運営されるというふうな考えられなければならぬと思ふのであります。私はこれを端的に言えば、日本放送協会というものは、これは民衆から金を集めて、その金で放送事業をやるという、いわば放送を信託されておる受託者だと思ふ関係にある。そういう性質のものだと思ふのであります。つまり一種の人民と放送局との間の信託関係だと思ふのであります。でありますから、日本放送協会なるものは民衆のために放送をやる。そのために金を預つてやつてゐるという責任感を持つてやつてもらなければ困ると思ひます。そのためにいろいろの規定も必要だと思ふのでありますけれども、しかし私はそれがために国家が事業の内容を監督するというに、非常に疑問を持つのであります。

と申しますのは、たとえば一番大きな問題は、経営委員会というものは内閣総理大臣が任命いたします。そうしてその経営委員になつた人は、委員たるに適しない非行があるときにはこれ

は何ときでも総理大臣が首を切ることをできることになつておりますが、これは一体どういう場合に委員たるに適しない非行があるのか、これは考えようによつてはたいへんことになるのであります。たとえば客観的にニュースを報道すべきだということになつておりますけれども、客観的に事実を報道した場合に、たゞ／＼内閣に不利な報道をしたならば、これは委員たるに適しないという判定を與えることは容易であります。何となれば、お前は言へませぬけれども、何か因縁をつけて首を切ることは、實際上そんなにむずかしくないものであります。これはわれ／＼法律家の立場に立ちますと、それは容易に考えられることであります。法律というものは非常に抽象的な言葉を使つておりますので、具体的にそれがどういふ内容を持つてゐるというふうなことは、解釈によると思ひます。どういふ解釈をやるかということ、は、そのとき／＼の事情によりまして、いかにいい法律をつくつても、それを運営する人が悪ければ、どんなにでも運営できるわけでありまして、そういうある法律にどういふ内容を盛り込むかということ、結局そのときに解釈権を持つてゐる政府が、最後の力をこめて入らなければ、首を切るという可能性はいくらでもあるわけでありまして、私はそのことに疑問を持つてあります。

しかもほとんど独占的な言論機関であるところの日本放送協会に對して、これほど強大な監督権を持つてゐるという。なに、私は疑問を持つてゐる。言論の自由といふことは、民主主義国家の根本原則だと思ふのであります。て、言論の自由がもしも権力の手に握られるというふうなことがあつては困る。それはつまり全体主義になる。つまり学問の自由、言論の自由というものは、最近しばしば問題になつておりますように、いかなる政治的な党派の影響をも受けないで、それ自身が独立して、絶えず日本の正しいと思ふものに對してみなが言論をする、あるいは研究の結果を発表する。そういうことによつて批判を絶えず受けて行くこと、とくに、一國の進歩があるのでありまして、道を誤らないゆゑがあるのだと思ふのであります。もしもある言論機関、言論や学問がある特定の政党の支配を受けますならば、その政党に對しては批判ができない。しかもそれが権力を持つておるものに支配されるならば、結局学問や言論というものが権力にのみ奉仕することになるのであります。それはわれ／＼の歴史においてすでに苦い経験をなめておるところであります。今日の悲惨な状態を来したのに、今までのわれ／＼はどういふ状態にあつたかといふと、われ／＼は少しも権力に對して批判することを許されなかつたのであります。批判どころじゃない、ちよつと批判がましいことを言つと、すぐにわれ／＼はひつぱられたのであります。そういう状態においては、日本の國が間違つた方向に動きつゝあつても、こういうことを言

つたらたいへんだと思ふ。實際問題として国民全体が闘うことを支持しない限り、死をもつて闘はばよいというところは空論であります。しかも言論機関が政府の手に握られておる。それを支持する国民がないから、少数の人間がかかることはできないのであります。それ／＼が悲惨な状態を来したのにはなぜかといふと、言論機関が権力で握られておつて、全然正しいものに對して批判し、正しいものを実現するべく努力することが許されなかつたといふところにあると思ふのであります。もちろんこういう議論が成立つと思ふのであります。つまり国会において多数を占める政党は、国民が選んだのである。従つて国民が多数を支持したのであるから、その多数の政党が言論機関を自由にするのは、結局国民が言論機関を使つておるものである。だから多数政党が言論機関を支配してもよいのだという議論をお持ちになつておる方が、あるいはあるのじやないかと思ひます。私はその議論に對して根本的に反對したのであります。私がこういうことを言つと、何か民自党にたてつくようにお思いになるかもしれませんが、民自党は決して天壤無窮ではないのであります。民主主義の世の中ではないかなる政党といへども、永遠に天壤無窮の権力を握つておることはできない。そういうことを考えるのは全体主義であります。民自党だつて天壤無窮ではない。これは決して民自党の愚口を言つておるのじやありませんが、いかなる政党といへども、民主主義の時代では天壤無窮ではあり得ない。たまたまある政党が天下をとつたから、学問、言論を自分の自由にしてよいの

だ、國民がそれを支持したから自由にしてよいのだという論が通れば、民自党が天下をとれば、反對の言論機関、大学教授などの首を切つてしまふ、次に総選挙をやつて社会党が出れば、これがまた全部首を切つて社会党系にする。これではもう学問の自由や言論の自由という、憲法に規定したことは全然ナンセンスであります。つまり言論の自由とか学問の自由とかいふことは、どんなむちやをやつてもよいといふことではありませぬけれども、しかしそのとき／＼の勢力に支配されるといふことはなによりに、つまりある特定の勢力に奉仕するやうな、そういう小間使にならぬやうに、常に正しいもののために努力してこそ、われわれは日本のために闘ひ、日本のために努力し得るのであつて、その中から國民がおのずから正しいものを取捨選択して行くようにすべきである。これがつまり学問の自由とか、言論の自由といふものが憲法に保障されておるゆゑにだと思ふのであります。ですから私は特定の政党が、たゞ／＼そのときに多数になつたら、言論機関及び学問といふものを——これは同じ性質のものだと思ふのであります。あるいは出版でもそうですが、そういうものを全部コントロールして、自分の支配下に置いて、自分の権力を使用して使つてよいというロジックは、全然成立たない。それを成立つとするならば、これは今までまさに全体主義國家がやつて来たことであり、今日日本はそれで苦勞をなめておるのであります。私たちはこういう苦勞はもうたくさんでありまして、こういう苦勞は二度と再びしたくないのであります。私たちはこの全体

主義的な政治はお断りなのであります。ですから私はそういう危険のある制度をつくってもらいたくないのであります。この日本放送協会というものが巨大な、ほとんど独占的な言論機関というものは、政府及び国会が直接に干渉し得るというような地位に置かないで、もつと直接に民衆の監督統制のもとに置くようなことを、ひとつ考えていただきたいと思います。

どうすればいいか。私はこれについてはいろいろ電波庁なり、あるいは国会の皆様に考えていただくのが一番よろしいと思いますから、こまかいことは差控えますけれども、いろいろな方から、つまり内閣総理大臣が任命しない、各種の団体なり、あるいはサークルから代表者を出して、それが放送協会をコントロールして行く。そうしてこれは国民の金を預かつておるわけですから、経理については非常に厳格な監督を要すると思います。放送協会が私で使うべきものではないと思います。

〔中村(純)委員長代理退席、委員長着席〕

けれども、それも私は会計検査院がやるという前提の内容にすることはおかしいと思います。一步間違つと、やはり政府の力が圧倒的に強大になると思うのであります。私はこれについてはやはり今後公認計理士の制度を利用するという方法なら、最も完全な経理の公開、経理の公正を期する方法は、不可能でないと思うのであります。

もう一つ、私は重要性をつけ加えておきたいのは、いわゆる輿論調査の問題であります。この法律にうたつてある科学的輿論調査に依じて、完璧な

ラジオの運営をやつて行くとしておりますが、これは私は非常にいい規定だと思ひます。但しその輿論調査なるものは、もつと科学的でなければならぬ。投書などというものは、あまり重要視してはならぬと思うのであります。投書する人は特殊な人でありまして、そういう人の言うことを聞いておつては、投書しない人の言うことを聞かれない。輿論はよいと言つても、

実際はそうは行かぬのであります。郵政省をもうけさせるばかりでいいない。日本の輿論科学は非常に遅れております。日本のように民主主義的でない国は、輿論の発達する社会基礎というものを欠いておるのであります。アメリカがおそらく一番発達しておるうちに私は思ひます。今後放送協会におかれましては、この輿論科学の発達に特に力を用いられて、専門家を大いに御利用なさり、また放送協会の中で、特に放送局に必要な輿論科学の吸収発達に御努力になつて、最も科学的な方法で、国民がラジオについて持つて

る考えを正確に、精密に御調査になることを、私は特に希望したいのであります。但し国民が今思つておることに追隨して、盲従することは禁物でありまして、もちろん放送局は理想的な一つの指導方針を持たなければなりませんけれども、同時にこれが民衆のものであるということをお忘れなく、ぜひその点の御留意をお願いしたいと思うのであります。聞くところによりますと、これは放送局の方もおいでになります。が、忌憚なく私は申し上げますが、現在そういうことをやつておる放送文化研究所というものが放送局にあるのであります。これは放送局ではあま

り重要視されていないのであります。好ましからざる人物を大体そこへ押し込めて、そうして仕事をさせないようにするといううわさを聞いております。ほんとうかうそか知りませんが、これは一日も早くそういうばかことをおやめになつていただきたいと思います。民衆のものであるために、欠くべからざる最も重要な仕事をしておる部門だと思ひます。私はぜひ放送文化研究所のようなものを重視して、もつと科学的にやつていただきたいと思います。ことを、特に申し上げたいのであります。

それからもう一つ、別の点であります。が、今度の放送法ではいわゆる商業放送をやつて行くことが書いてあります。私はこの点には非常に希望を持つのであります。大抵独占というものは私にはよくないと思うのであります。独占体というものは、それが完全に民衆の力でコントロールされてい

ない限りは、独占体の持つておる力を、結局独占体を持つておる人の利益のために使ひ、これを民衆の利益のために使わなくなる危険性というものを常に持つておる。戦争以来あらゆる独占体が、すべてこれを証明しております。もちろん放送協会には私が今申しました通り、最大可能の方法でもつて、民衆の意向、民衆の気持を反映するような、民衆をコントロールする方法をとるべきでありますけれども、しかし現在の日本において、そういうことが完全に実現するとはもちろん考えられません。これは放送局の人が、だれが悪いという問題ではないのであります。もつと大きな問題があるわけ

あります。放送局は独占体ということではなく、やはり競争を持つていうことが、非常によい刺激になると思うのであります。たとえば放送局ではこんなくだらないことをやつておる。商業放送ではこういうおもしろいことをやつておるということになれば、やはりびんと放送局にも反映するだろうと思ひます。私が想像しますに、日本はこういう貧乏国で、経済力がないし、そういうところで、つまり経済的に言へば、国内市場が極端に貧弱でありますから、そういうところでは商業放送をやつてみて、はたしてどれだけの収入が得られるか、どれだけのばな内容の放送を維持できるか、私はまつたくわかりませんけれども、想像するの

に、相当困難があるのではないかと、う気がするのであります。言いかえれば、日本放送協会はそう恐るべき敵を持つたのではないかと。日本放送協会は相かわらず、日本放送界における独占勢力を維持するのではないかと、思ひますが、もし幸にしてこの商業放送が進歩するならば、また進歩し得るよう

に、これは日本の経済界がなることを希望いたしますが、この商業放送が進歩するならば、私は日本放送協会に非常によい影響を與えるだろうと思ひるのであります。そういう意味で私は商業放送というものを、あまり無視しないようにしてもらいたい。これは特に電波庁に対する私の希望であります。それでうわさによりますと、日本放送協会は中波を独占して、商業放送は短波放送しかできないのではないかと、いうことを聞くのであります。明らかにそうであるかどうか知りませんが、そういうことがあつたならばたい

へんだと思ひます。技術的なこともございまいしょうが、私が聞き及んでおる範囲では、まつたくそれも解決できないことではなそうでありまして。もし商業放送が全部短波になりまして、これはほとんど聞かぬ人はありません。日本のような貧乏国で、オール・ウェーブのラジオを持つておる人は、ちよつと金持ちでなければ持てませんので、ぜひ商業放送も中波放送を持てるように、これはぜひお考え願ひたいと思ひます。私の申し上げたいと思うことは大体その程度でございます。

○辻委員長 川島先生の御予定の時間が大分迫つておりますので、御質疑があまりすれば、大体十五分ぐらいで済ませたいと思ひます。

○高塩委員 川島先生はこの法案に対して、大体御反対の御意見のように承知いたしました。また了承いたしました。その根本原因は、NHKにおけるところの経営委員会の委員の選任の問題とお聞きしておりますが、非常にこ

れが複雑であるが、先生のお考えではどんな程度で、どんな方法によつて委員を選任になることが最も妥当であるか。またその地区別ということが、はたしていいか悪いか。またことに人数が八人ときめられておりますが、この人数の点がこれで妥当な数字であるか、もつと多い方がいいか、もつと少ない方がいいか。この三点について簡単に御意見を拜聴したいと思ひます。

○川島公述人 私今ちよつと申し上げましたのは、そういう御質問に入る前の前提問題なのであります。つまり、そも／＼内閣総理大臣が経営委員を任命することに反対しておるわけでは

です。からどの地区から選ぶかどうかというのを、あまり論ずる価値がないように私は考えておるのです。どんなに一生懸命になつて選びましても、あいつは好ましからぬやうだ、あいつは追放しようという事になつたりする余地があるやうな制度に、私は反対しておるわけでありま。つまり言いかえま。委員たるに適しない非行のあるときは、それは、ああいう放逐はやめさせると内閣総理大臣が言つて、それはさせま。させなければいけませんと言つと、それは委員たるに適しないということで、首切ることが實際できるわけ。法律解釈というものは實際さういふもので、現在多くの法律がさういふふうになつておる。私の専門の民法で申しますと、あの新民法をつくるときには、さういふものでなかつた法律が、現在實際各地の役場ではまづたく予想に反したひどい解釈をやつておる。それは輿論の批判があるというふうに一応お思いになるかもしれませんが、しかし輿論の批判なんというものを無視してやろうと思へば、いくらでもできます。権力というものは何でもできるものであります。それでは困るが、實際はできる。ですから民主主義国家というのには、権力が横暴なことをできるようなことをしない法律をつくるのが民主主義で、特にセクト・バランスというものは、さういふことを考へてアメリカではやつておるのであります。私は先ほど申しますように、言論、学問の自由ということが民主主義の根本原則であつて、権力がこれをコントロールするということになつては、民主主義ではない。私が専門にしておる民法について、あ

る議論をいたすといはしますと、お前はさういふ議論をしてはいけ。民主主義、共產党、民自党、何でもけつてうですが、党の方針にお前は合はぬ。だからお前は早くやめてくれとなつたら、私は日本の学問というものは成立たぬと思ふのであります。それで日本の社会科学が今日非常に遅れておるのでありまして、日本の社会科学の遅れ方はどれだけ遅れておるかという、皆様御専門以外の方には御想像がつかないくらい遅れておる。十年間のブラソクはたいへんなものです。今後これを取返すためには、私たちがたいへんな努力をしなければならぬ。夜の目も寝ずに努力しなければ追いつかない。それはなぜかという、社会科学が完全に権力にコントロールされておつたからです。それと同じことが言えると思ふので、言論と学問というものが政治的勢力によつてコントロールされるということ。私は極度におそれるのでありま。ですからさういふ人を選したらいかなというに對しては、私は実はお答する余地がなくなつてしまふのであります。

○飯塚委員 川島先生からだいまの高塩君の質問に對して、その質問に入る前提としてのものだといふことを伺いました。先ほどのお話の中に、放送協会のような言論機関を、政府とか国会が監督するやうなことはいいけ。民衆がそれをしなければいけ。それから言葉のあとの方がはつきり聞きとれなかつたので、あるいは失礼なことを申し上げるかもしれせんが、各種の団体というをお話になつたやうですが、各種の団体から代表者でも出て、さういふ委員会のようなものをおつくりになるというお考えでしようか。この点をお伺いしたい。

○川島公述人 私人は立法者でありま。せんし、あまり考へていないのです。こんな資料をもらいましたが、私全部読んでないのです。外国の例を先ほど引きました。私のほんの思ひつきで、これは我田引水になります。たとえば日本學術會議というやうなところから代表者を一人出すとか、あるいは日本の報道事業、新聞関係から代表者を一人出すとか、あるいは芸術界から一人出すとか、農民の協同組合の關係もあるかもしれせん。どういふのがいいか私わかりませんので、国会の皆様が考へていただきたいのですが、私はさういふところから出て行くといふふうにしたのです。さうして政府の直接コントロールするといふことをやめてもらいたい。

先ほど時間を氣にしておりまして申し落しましたので、つけ加えさせていただきますが、それは民衆の代表者が来てどんなことをやつても、これを黙つておくのか。私はそれは困ると思ふ。私は新聞にプレス・コードがありますように、やはり放送についても客観的なわくをつくりまして、これを出しては困る。たとえば日本の国家の國際的信用を落すやうなことを放送しても、非常に悪いことを言つても、そのほか下劣なことを言つてもいい。それはいろいろわくがあると思ふ。ですから私はさういふ一般公共の福祉といふことを考へまして、わくをつくつて、そのわくをみだりに出ないやうにする規則をつくる。しかしその規則は客観的なものとして一応あつて、もちろん最後にその規則に触れるか触れないかは、やはり何か判定する機関をつくらなければならぬと思ひます。そのときには政治勢力が入つて来ます。またそれが争ひになつて、結局権力を握つておるものが勝つかもしれせん。けれども私はそれをできるだけ少くしたいのであります。直接絶えずこうせよ、ああせよといふことを総理大臣が言われぬ。行政組織のやうにならないで、完全独立した委員会といふふうにした。教育委員会といふのは一応独立しておりますが、あさういふふうにはポートのシステムと同じやうなシステムを考へたい。

○中村純委員 たいだいま川島先生のお話になりました全般的な御趣旨は、私もよく承知できるのでござい。またその御趣旨に基いて、具体的な一つの問題として経営委員会の委員の面に關しまして、この法律の規定がはなはだ部分的であり、しかして抽象的な規定のもとに、当てはめる具体的な内容は、時の権力者によつてかつてに當てはめ得るところに、非常なる危険と不満があるといふ御趣旨に承つたのでござい。その御趣旨もこれまたよくわかるのでござい。その、その當てはめんとする具体的内容、これまた一つの例として今お話になりましたことは、時の権力者の氣にいらぬやうな放送をしたとか、あるいは氣にいらぬやうなことをおつしやつたやうな場合でも、これを具体的に適用し得るのではないかといふことを、一つの例としておあげになつたわけござい。はなはた恐縮でありますけれども、しかしながらそれは一例としておあげになつたのであります。その例そのものは、先生の真にお考えになつております言論の自由ということに、深くつながつておる問題であります。ゆえに、ちよつとお尋ねをいたします。実は私もこの放送法案の勉強の途上にあるのでござい。すけれども、この法案を通じて、今つけ加えてお話になりましたやうなプレス・コードに該當するやうなラジオ・コード的なものは、内容として抽象的なものでありますけれども盛られておりますし、また法案の第三條に、放送番組そのものにつきましては、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉されない。また規律されることのできないといふことを定めておるわけであり。すなわち総理大臣といへども、氣に入らぬ放送をかつてに自分の恣意において禁止することはできないといふことを定めておるのであります。つまり放送内容については、法律上自主性が考慮せられておると、一応受取れるのでござい。従ひまして、たいだいま先生が例としてあげられましたやうなケースは、この委員の任免に關しまして起り得ないのではないかと考へるので、その点について御意見を承りたいのでござい。

○川島公述人 もちろんこの法律は非常によくできております。私法律家です。これを讀みまして、実によくできておると感心しております。おつしやることも一応全部用意周到にできております。ですから、私も今おつしやいました諸点は承知いたしておるのでありま。問題は、経営委員会が内閣のもとにあつて、その支配を受け、監督を受け、首を切られるといふ

機構そのものにあるのであります。ですから、法律の上ではそういうふうになつておりますけれども、實際は氣に食わなければ首を切れといつて解職をする。いかぬと言つても、事實上解令を出せと言つて出されれば通つてしまふ。權力というものはそういうものなんです。それで今までわれ／＼はさんざん苦労したのであります。言論の自由といふものはちゃんと保障しておかなければ、規定がいろいろふうになつておるのだから、そういうふうなことはしないだらうでは済まないのです。言論の自由を蹂躪できるようなことがあれば、権力のある者が決意すればいつでもできる。今日われ／＼が苦しい生活を送つてゐる原因はそのためでありまして、ですから、私はそういう構想そのものが困ると言ふのです。もう一つは、一体こういう構想は、私はどうも民主主義の根本精神に反する。憲法の精神に反すると思ふ。たとえば憲法八十九條でしたかに、教育に関するプライバシーの機関には、政府は一切金を出してはいかぬといふことがあります。あれは実にやかましく解放されておりました。政府が私立学校に助成金をやろうとしてもやれない。なぜかといへば、ビブールの金であるから、これをやりつばなしにはできない。どうしても政府がコントロールしなければいけない。そうすると教育にガバメントが干渉するということになり、民主主義の精神に反する。だから私立学校に金をやることはできないということになつておる。これには非常にやかましくいふ規定があるわけなんです。つまり金をやつてはいかぬといふぐらゐにうるさいのであります。ところがこの

言論機関のかんじんな役を政府がみな任命して、そして首を切れるというのでは、これは私は直接憲法違反といひませんけれども、憲法の精神に非常に矛盾しておると思ふのです。ですから、そういうまい規定が用意周到にあるかどうかといふこともさることながら、こういう構想そのものが、私は憲法の精神に反するのではないかと、いふに考へるのであります。

○中村(純)委員 よく御趣旨はわかりましたが、おつしやいますような経営委員会という方式は、実は私も存じませんが、放送協会以外の類似の各種のコーポレーションにとられておる形態なのでございます。しかし先生のおつしやいます御趣旨は、これが放送協会であるがゆゑに、すなわち言論機関であるがゆゑに不適当であるとおつしやいますのか。あるいは他のコーポレーションも通じて、この種の機構そのものが、いかなる場合でも不適当であるという御趣旨でございませうか。その点承りたいのであります。

○川島公述人 私の趣旨はこういうこととあります。つまりいろいろのコーポレーションに政府が役員を任命する場合は、いくらだつてあると思ふのです。特に政府が資本を出しているという場合には、政府が役員を任命してコントロールするのは、責任上当然である。つまり政府はビブールの金を扱つておるわけでありまして、それを出してある事業をする以上は、政府がその役員を任命してコントロールする義務がある。ところがこの放送協会は言論機関である。つまり言論の自由は保障しなければならぬということか

ら、政府の一切のコントロールを排除したいというのであります。たとえば国際放送には政府が金を出すという規定がございます。また国際放送をやるために研究する金を出すということがあつたかと思ひますが、そういう規定が政府が金を出す以上、その限りにおいては、政府がこの金の行方について監督する必要があると思ふ。従来助成金など、出すまではなか／＼やかましが、判を押して出してしまふと、その金がどう使われているかといふことは非常にルーズでありまして、何とか事件、何とか事件といふスキヤンダルがたふさん起つたわけでありまして、あれは起す方も悪いが、金を出したあと知らぬ顔をしてゐる政府が悪いと思ひます。政府が日本放送協会に金を出したら、経理は厳密にやるべきだと思ひます。結局経営委員会が会長、理事をつくつて行くのでありますから、そこを断ち切らなければ、言論の自由は保障されない。憲法の精神に反するのではないかという感じがするのであります。

○松本(善)委員 ただいまの御説を承つてたいへん参考になりました。放送法案の第一條に「放送を公共の福祉に適合するように規律し」とありますが、放送事業が公共性を有していることはもちろんであり、またわれ／＼の日常生活にとつて一つの文化機関でもあります。しかし言論自由の大原則に立つてこれを自由に許したとしても、これが文化事業を助けるものでなく、むしろ逆な効果を來して、商売本位になつたり、民衆の方向を誤らすやうなことがあつた場合、だれが責任をとるか、こういうことが私どもの疑問

とするとところなんです。また欧州各国、こゝとデモクラシー国家としまして、われわれが今後勉強しなければならぬ米国の委員会のあり方が、はたして學者の間にいふ制度だとかあがめられてゐるかどうか。米國は御承知の通り大統領が一人でその責任を負ふことになつており、現在の日本は国会がこれに當つております。このいづれがよいかといふことは、今後私たちが大いに勉強させていただかなければならないことであると思ふのであります。先ほどの先生の御説はもちろんなわかりますが、知識が浅薄であります。そういう米國における委員会制度といふものが、學者の間にはあなたが言われるような非常にいいといふ説もあつたやうな非常に聞き知つておるのでありますがゆゑに、簡単にけつこうであります。米國における議会の外廊団体の、いわゆるサークルといふものの中においでできた協会または委員会、そういうものがあり方が學者間にどういふ批判を受けておるか、あなたの御見解をまづ承りたいと思ひます。

○川島公述人 お答え申し上げます。私が今申しましたのは、言論を自由にしておいてどんなことをやつてもいいと申し上げたのではないのであります。私はむしろ先ほど申しましたように、これはやはりわづかがないと困ると思ふのです。ただ私が申しますのは、放送協会という言論独占機関を、政府が權力でコントロールすることに反対しておるのです。ですからいけなさいといふ点では、たとえば商業放送の方にはこういう規定はありません。商業放送の方は総理大臣が任命するといふこと

がありまけんから、何でもできるわけなんです。それでは商業放送の方は、やはり総理大臣が理事を任命しなければならぬかといふことになるわけなんです。ですから私は逆ではないかと思ふ。つまり言論機関であり、文化機関であるものを、かつてにされては困るというところは、私は万々思ふのであります。これは社会公共のために大いにやつてもらわなければならぬと思ふのです。むしろ私は商業放送がべらぼうなことをやつては困ると思つて、大いに心配しておるわけでありまして、ですからそれこそ総理大臣が任命すればいいといふことに、私は疑問を持つわけでありまして、もしもそういうことならば、商業放送も総理大臣が任命しなければならぬといふことに問題が行くのではないか。私は逆にすべての言論機関は、權力がコントロールすべきではない。しかし何でもやつていいといふことを言うのではない。ただ行政組織の中に入れて、上からコントロールして命令して行くといふのに、私は反対するだけである。ですからそれは何も放送協会だけではないのであります。商業放送がエロ本の広告放送をやられれば、非常に困ることは当然であります。これはやはり断固押えなければならぬのでしうから、その点は同じじゃないか。商業放送であらうと公益放送であらうと、やつてはいけなさいといふことは当然なことです。公共の福祉に合わないやうなことをやつてはいけなさいことは当然なことであります。それをただ時の政治權力に直接従属させて、その指揮命令系統下に立たせるということに、私は反対してゐるだけでありまして、従いまして

委員会制度が何もない神様のよ
うな制度であるかという、絶対にそ
んなことは言えない。ただ客観的な法
律的なものをつくつておいて、それ
はそれだけいいというもので、こ
れを第三者が判断してやつて行くとい
うシステムの方が、はるかにいいの
ではないか。そうでないと、権力を持
っている人間がそれがいいということに
なると、これは非常に苦い経験をお
われは持つております。だから権力を
持つてゐる人間が任命する指揮命令
系統の下に立つという仕組みに、私は反
対したわけでありまして。委員会の制度
については、もちろんアメリカでも批
判があるらしいのでありますが、私は
委員会制度の専門家ではありませんか
ら、多少意見は持つておりますが、申
し上げることをお許し願ひたいと思
います。これは皆さんに御研究願ひたい
のでありますが、ただ私は総理大臣が
任命するよりはるかにいい言論機関
を、総理大臣が任命することを認めた
ら、これはたいへんなことになる。た
とえば大学教授に、お前の議論は何
にあまり得にならぬから、やめてくれ
と言つては困ると同じことになると思
います。われ／＼は日本の政府によつ
て任命されている教授でありますけれ
ども、しかしわれ／＼は一定の公務員
のわががあつて、そのわがをはずれた
ら首になる、けれどもわれ／＼の業
務内容というか、われ／＼がどうい
うテーマでどういう研究をし、どうい
う結論を出すかというところについては、
何人の指揮、命令にも従つていない、
そうでなければわれ／＼は憲法にい
う学問の自由を維持することができな
い。私はそういうことを言わんとする
のであります。

○松本(善)委員 先生方は、言わんと
するところだけ言うようでありませ
んが、私がお尋ねしておることは、先
ほの米国における委員会制度のこと
であります。しかしその点については御
研究をなされておられないということ
によつて、一応打ち切ります。

次にこの放送法案につきまして、あ
らたは先ほど総論的に反対である、内
訳が今いつた組織論において反対論で
あるということに承つておりますが、
しかしこの法律の根本の精神は、私は
こう考へておるのであります。放送事
業といふものは放送協会、いわゆるNHK
しか現実において持つておらな
い。今度新たにもしもあなたが考へ
になるような立場において、NHKだ
けをそういう方向に認めて、ほかの放
送事業には一切させないという観点に
立つた場合には、先生が言われたよう
な理論があるいは成立つてはならない
かと私も考へておる次第であります
が、放送法案が生れたところには、今
後民間の放送もなし得るだろう。

私も知識が浅薄でありますので、
お教えを請ふなければならぬのであり
ますが、私の考へといはしますならば、
放送法案が生れれば、新しい競争者と
いふものがこれでする上るのではない
かと私も考へておるのであります。初
めからおとなにならうということは、
なか／＼できないのであります。し
ももちろん日本におきまして、文化的に
科学的に遅れたといふのは、十年と申
しまして遅れけれども、ただそれが研究
されておつても、発表する機会を得な
かつたから遅れたといふことも、し
ばしば私たちが耳にするところであ
ると思ひます。従ひまして放送法案が

れ、民間放送が新しい発足の産声をこ
こであげるのだというところによつて、
私たちは少くとも明るさを感じるの
であります。協会に対してのみその理論
をあなたは中心としておられたよう
であります。新しく産声をあげるこ
ろの民間の放送事業というものに、真
に重点を置かなければならないと思
います。その点について、先ほど私が藤原
さんのときにも申し上げましたように
NHKに対してはこういうふうな権
利と義務の中に立つようではあります
けれども、民間放送を育成するために
は、やはり一方において義務的な教育
を興えて置いて、一方に専門的な教
育を興えようとする親のない法案で
あると、私は考へておるのでありま
す。従つて今後生れるところの民間放
送に重点を置いて考へるのが妥当であ
つて、子供を育てるためには、親はこ
ういふ苦勞もしないといふのが、い
わゆる権利義務の関係であるとは深
く信じております。従つてNHK関係
の方々からは、おそくこれは希望し
ておられないと思ひますが、しかし今
後育て上げる民間放送といふものを考
へた場合において、わが子のために努
力して行こうという親心を、私は日本
放送協会にお願いして参る考へであり
ますので、結論といたしまして、あな
たが先ほど言われたように、協会が税
金をとるから監督権、これも当然であ
る。経済的な面に立つて会計監督をや
る、これも当然であります。しるうと
がやる場合においては、必ず人間がや
るのであります。人間といふものは
だれでもよいからその仕事をなせとい
うのは、これはほんとうの理論であつ
て、実際はとうていできない、疑問で

あると私は思ひます。はなはだ恐縮で
ありますが、私はかく考へておるも
のであります。従ひましていざやると
いふ場合には、しからばどうしたなら
ばよいかということが實際疑問になる
と思うのでございます。

私が次に先生にお尋ねしたいこと
は、民間放送といふものが今後生れた
ら、どういふ形態であるべきだろうと
いう、この点について御高見を拜聴さ
せていただきたいと思います。

○川島公述人 たいへんむづかしい御
質問で、私の能力ではどうも答えられ
ないかと思ひます。私まず最初
にお答えしますのは、今後民間放送は
いかにあるべきかということでありま
せん。私は不幸にして知識がないので、
民間放送をどうやうつてよいかわかりま
せん。どうぞそういうふうに御了承を
願ひます。ただ私先ほど申しましたよ
うに、あるいは私の言ひ方が悪かつた
かも知れませんが、私はこの法律で民
間放送を許すと、競争ができてよろし
いという今おつしやいました御議論
に、全面的に賛成であります。先ほど
そういうふうな申し上げたつもりであ
りまして、私はむしろNHKが波長を
とらないように、つまりもつと民間放
送を育成するように考へていただくた
いというところを、私は電波長官の方
にお願いしたわけでありまして、その点
については私はまったく同じ意見を持
つております。

○中村(純)委員 まことに恐縮でござ
いますけれども、重要なポイントであ
りますから、簡単に御尋ねしたいとい
ふと思ひます。私も何らかの成心を持
つて先生にお尋ねを申し上げるのでは
ないかということを、前提として申し上げ

ますが、条文十六條の委員の任免に關
するところで、先生の今御指摘になりま
したお言葉が足らなかつたせいにもか
も思ひますけれども、内閣総理大臣が簡
單に委員を任命したり、首切つたりす
ることができ得るというやうな御趣旨
と承つたのであります。この趣旨を
見ますと、これは普通の公務員の任免
とははるかに違つておりました。委員
たるべき者の資格に關する積極的な條
件を定め、また消極的にその資格條件
を定めて、その範圍内において内
閣の同意を得て、内閣総理大臣が任命
するということに相なつております。

この趣旨は、いろいろ／＼解釈がござ
います。もしやけれども、この場合における
内閣総理大臣の任命なるものは、あた
かも天皇の詔証のごとき、一種の形式
的な手続上の行為であつて、實質は内
閣にあるとも解釈されると思ひま
す。その点におきまして、一般公務員
の任免とは非常に違つた性質と條件とを
持つておるやうに考へられるのであり
ますが、それにしても困るという御趣
旨でございます。

○川島公述人 お答え申し上げます。
私のおそれるのは、非常に骨のない、
何でも言うことを聞くイエスマンを
入れるとか、また両議院の同意とはい
いますが、大抵多数党と総理大臣は一
緒である。従つて今は民自党が多数で
あるが、そのときに選んだ人が、今度
ほかの政党が多数になると首切られて
しまつて、首のすげえがでる。国
会は多数決ですから、極端な場合には
そういうやうになるのではないかと
いうことであります。実際にそういう
経験を今までいろいろ／＼持つて来て
いる。それは單なる杞憂にすぎないと思

われるかもしれませんが、今の政党政治は大正時代からずっと発達したので、これまでも自分の党に都合の悪いような行政官を首切つたこともありますが、そういうことをおそれるので、またラジオという言論機関は、使ひようによつてはたいへんな言論機関になると思う。これに着目して、政治家が自党のプロパガンダをやれば、大したもの、大いに自党の票をかせぐことができると思う。そういうこともおそれるのであります。またかりにそんなことはしない。ほんとうに総理大臣及び国会が、自党の利益を考へないということを前提にしても、言論機関を政治的権力のコントロールのもとに置くということは、根本的に憲法の精神に反するのではないかと、疑問を、法律家として持つというところをつけ加へさせていたかと思ひます。

○中村(純)委員 なおもつとお尋ねいたしたいところがあるのでございます。特に本法において予定いたしておりましたラジオ・コードの關係と、この機構問題との關係について、お尋ねしたいことも多々あるのですが、もう時間もありませんから、これで打ち切りま

が——学校の先生も追い出されておるという現状におきましては、私もがかつて戦争前から戦争を通じて、言論の自由が圧迫され、統制されたところの憂い、再び私もは繰返すのではないかとおそれるのであります。この点につきましてはお私は先生からいろいろ御意見を承りたいと思ひますが、時間がございませぬから、この法案を離れまして、現在の放送事業、つまりNHKに対する内容その他のいろいろな点につきまして、これも時間がございますので簡単によろしゅうございませぬから、その御意見を持っておられたら、あるいは御批判のような点がありましたら、おつしやつていただきたいと思います。

○川島公述人 NHKに対する批判ということは、どうもたいへんむずかしい、あれこれと私も注文があるのであります。しよつちゅう聞いておりますが、注文がいろいろありますが、私が何よりも希望したいことは、私がきよう申しました一切の議論がそれに関係するのですが、NHKはいかなる政党にも偏しない、あるいは少くとも偏しないというつもりでやつてもらいたい。その個人々々にはみんな意見があるかもしれせんけれども、偏しないように努力してやつてもらいたい。私はニュースなどにつきましても、いろいろ希望したいことがあるのです。いろいろむずかしいことはあると思ひますけれども、ニュースなんかにおいても、もう少し客観的にいろいろなことを私たちは知りたいと思うことがあるのです。もう一つは演説放送などにおいては、私も実は藤原さんとまつたく同意見で、少しの自慢やら、二十の扉やら、

話の泉やら、何やらとりとめのない、聞いているばかりになるような放送が多過ぎるので、私はこの法律に感謝しております。私は電波庁の方に感謝しておりますが、ここに書いてありますように、放送を詳細に「事実をまげないで報道すること。」「できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」「音楽、文学、演芸、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。」「それから「協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならぬ。」「という、これらのことについて特にどうぞ御留意願いたい。今までこれらの諸点に合わない点も、ときにはあつたのではないかと思ひますが、私はこの法律にそういう意味で大いに感心いたしておりますが、これが実行できるやうにせられたいと思ひます。いわゆる日本放送協会の自主性ということに結局はなると思ひます。そういうことを私はお願いしたいと思ひるのであります。従来日本放送協会は、独占的言論機関としての地位を完全に自覚してやられたかどうか。客観的に申分なかつたかどうか。われ／＼もいろいろ／＼注文したい点がある。それだからといって政府の機関のもとに立たせばいいというところは賛成できないのであつて、私はこれに自主性を持たして、われ／＼民衆がこれを大いに批判できるように機構を、ひとつお考えいただきたいと思ひます。そうすれば私はいろいろ／＼各政党の方々も、こういう巨大な言論機関は津々浦々にまで行きますから、これを選挙対策なり何なりに公平な条件のもとにおいて、大いに利用していただきたいと思ひます。そういう意味で、私はお答えになるかと思ひますが……

○辻委員長 川島君に対する質疑を終ります。ありがとうございます。次は村岡花子君にお願いいたします。

○村岡公述人 村岡花子でございます。私は家庭の主婦でございます。そして家庭の仕事の間に、ものを書いている者でございます。一番初めに藤原さんがここにいらつしやいまして、そうして発言なさりましたときに、もの／＼しさに打たれたというところをおつしやいましたし、それから山と積まれた資料は、勉強し切れなかつたとおつしやいました。それらのこと全部を込めて、私もあの藤原さんの前文に賛成をするものでございます。ここに繰返しませんけれども、初め前置きに藤原さんがおつしやいましたことのほとんど全部を、私も同じように言いたいと思ひます。私はここに原稿を書いて持つて来しておりますが、それは非常に準備がよく届いたのではなくして、恐怖からでございます。たつたこれだけの間を話すのでございますけれども、非常に恐れましたので、ここに書いて参りました。それぐらゐに、今日は何か初めての経験で、上つているのでございます。川島教授は、今爆弾的発言で、この放送法案には反対だ、こういうふうにおつしやいました。私は今度は、非常にもやわらかに始めます。私は放送法ができませんことについて、賛成いたします。まず結論としてこのことを申し上げます。この法律ができますことについては賛成いたします。その第一條に示されてあります通り、「放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすこと。」「放送

の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」「さらに「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにする」のが、この法案の目的であります以上、この目的を額面通りに受取りますれば、この法律のできますことは、私も国民の幸福が増すわけであり、国民はこの法律の成立によつて自由な、伸び／＼とした放送を耳にして、啓蒙と、報道と、慰安と、娯楽とを十分に受け得ることを約束されるわけであります。この意味におきましては、放送法案の成立は喜ばしいことでありましよう。私は放送のあるべき姿としてうたわれてゐる、いわゆる「不偏不党」の純粹なる立場において、私もこの法律の成立そのことには賛成であります。現在の法案の内容につきましては、幾分の疑いと不安とを持つものであります。

まずこの法案について意外に感じました点は、それが「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」という、きわめて一般的意思の法律でありながら、ほとんどすべては、現在のNHKなる社団法人のあとを引継ぐとしてゐる、日本放送協会のあり方を規定するもので終始している点であります。私たち国民が——と申しますと、むしろ、言葉がいかめしくなります。私たちの家庭で——私は今日ここで家庭を代表してゐるつもりであります。私たちの家庭で楽しんで期待してゐる民間放送、無料で聞けるあの民間放送局というもののに対しては、ただ第三章で二項目をあげており

ございましょう。今NHKを中心にしてとおっしゃいますけれども、日本に初めて生れる放送法律の法案そのものが、NHKを中心にして、これから生れようとする日本放送協会というものをがんじがらめにしようとしているものが、大部分だというふうな印象を興えるのであります。しかしそれがよく運用されれば、非常によいのでございましょうから、私は破壊的な絶望的なことは考えたくございせん。むしろ国民全体の監督によつて、私たちがこの法律を生かして行きたいということが、今の私の望みでございせん。しかし国民全体がそれを生かすことができないためには、日本放送協会の教育というものを、その面に非常に集中されなければならぬと思ひますし、同時にそのほかの面での社会教育も、やはりそういうことを取上げて行くべきだろふと思ひます。論法がすべてNHKに集中されたようになっておりますことは、法律の性質そのものからしかたのないことだと思ひるのでございせん。それから商業放送は、ただいま申し上げましたように未知の世界でございまして、こうあつたらいいだろう、あああつたらいいだろうというのと、今私には申し上げるほどの考えはございせん。ただ長い間アメリカの放送というものについて、自分がいろいろのときに読んだものでございまして、商業放送のやり方ということについては、こうしたら受けるだろう、ああしたらよいだろうというふうな、いろいろ構想は持つておりますが、これは商売のこととございまして、ここで別にそれほど申し上げることもないと思ひます。一番大事な点

は、先ほどからだなたもおつしやつていらつしやいますように、あまりに野卑なものにならないようにということ、そういうことがあると思ひます。そして将来商業放送は、今は小さいものであつても、非常に盛んになるだろうと思ひますが、そのときに私たちが空中から聞える音のために、いかに悩まされなければならぬかということ、私はとき／＼思ひるのでございせん。それで悩まされたいためには、つまり放送法律というものが入り用なもので、こういうふうにある程度の規格というものがなかつたならば、私どもは遂に耳を押えてどこかに逃げて行きたいというふうなことになるのではないかと。そのためにはここに放送の法律というものが必要だと思ひます。その点から商業放送についても、もう少し研究があつてしかるべきだ。これは私の方から立案者の方々に申し上げたいとこうでございせん。

○高塩委員 ただ一点、放送番組のことについてお聞きいたしますが、村岡さんは始終放送なさつておられます。一番この放送という問題、ことに家庭の主婦といつたしまして、放送番組について御関心を持つておられることと、拝察いたします。ことに先ほど川島教授からも、あの放送を聞いておると、むしろおかしきよりも、ばかになつておられるお話をありまして、われわれも一部分そんなことを感じておるものもありまして、家庭の主婦といつたしまして、ただいまの放送番組につきましても、最もいけないという点と、それからこういうふうな編成の仕方をしてもいいというふうな点につきまして、忌憚のない御意見をひとつ承りたと思ひます。

○村岡公進人 この委員会は、放送番組の構成に非常に興味をお持ちのようございまして、盛んにその質問が出来ますけれども、放送番組の作成ということとはな／＼むづかしいことで、まず大体からいつて私は、NHKの放送番組は非常に上手にできている。だけれども、なか／＼あれだけのことはできないものだけれども、大体からいつては感心しております。けれども先ほどの批評もございましていろいろの民衆といふものを考えてみますと、ずいぶんあれを楽しみにして、ああいうふうなばからしい、くだらない、ばかになりそうだしというふうな放送によつて、りこうになりつつある人々もあるのだと思ひます。そういうものだとつたのか、知らなかつた、きようはひとつ新しいことを覚えたと言つて人々が、国民の中にはたくさんあるといふことを考えますと、放送というものは多種多様なものを盛らなければならぬ。その意味において私は、もつともつと多種多様なものであつてほしいと思ひます。ことに家庭向けの放送などになりまして、婦人なんかを対象にしての放送には、非常に感心もいたしますけれども、あるときには浮いておるような感じがする場合がございまして、たとえば座談会なんかの放送をいたしますときに、私もがしておりました場合に、その人たちに一般的になるように、やさしいようにとずいぶん言つておりましたも、その放送が終つてから地方に行きますと、あにはからんや、この間の座談会はちつともわかりませんでした、こういうのでございまして、その中で使われておる言葉がわからなかつた。しかもそれを言う人たちは、決して無知無学な人々たちではなくて、地方で婦人団体のために熱心に働いておるような、地方の指導層とも思われるような婦人の方でも、私もが都会の放送の中で使う一つの言葉とか、きまつたような言葉でも、それがなか／＼わからない、こういうときもございせん。そういうことを考えますと、放送の用語といふものはよく研究しなければならぬ。これは私自身も自分の戒めとしておるところでございまして、平凡な、もつと平易なものも必要であらう。それと同時に、もつと深いもの、もつとむづかしいものも必要だと思ひます。そういう意味で、私は日本放送協会のような大きな組織の中では、第一放送があり、第二放送があり、あるいは第三放送までもあつて、いろいろな面を満足させるようなプログラムを盛ることができたならば、非常にいいだらうと思ひます。同時に商業放送のことになりますけれども、商業放送なんかの場合でも、ある一つのところでは一番高いところをねらつて、たとえば宗教なら宗教放送というものがその一つの長所であるといふようなものもあり、あるいは高級な音楽といふものをその呼びものにする、こういう行き方もいいことだらうと思ひるのでございせん。要するに放送のプログラムといふものには多種多様な、多彩であればあるほど、多くの人々を満足させることができる。私たちは

放送というものは、国民全体を相手にしておる公器だと思ひますので、どうぞそれが片寄らないようにということ、最も大なるものと最も小さいものとの差を考へて行く。こういつたような包容性のあるものを望んでおるのでございせん。たいへん抽象的になりまして……

○辻委員長 暫時休憩をいたしまして、午後二時から再開することいたします。

午後二時六分休憩

午後二時十五分開議

○辻委員長 午前中に引続き公聴会を開きます。

辻二郎君にお願いいたします。

○辻公進人 私はとき／＼放送に出さしてはいたが、放送事業のことについてはまつたくのしろうとでございまして。しかし今日は放送法案について何か感想を述べろという御招請を受けましたので、気がつきましたことを二、三申し上げてみたいと思ひます。

今度の放送法案によりまして、民間放送が許されることになりまして、アメリカ等の様子を想像して非常にこれはけつこうなところである。自由放送の時代が来たといふふうな考えがございまして、今度私は少々早合点いたしました。今度ではラジオの聴取料なんか出さなくても、どれでも勝手に聞えるのだというふうなことを最初考へておりましたが、法案を見ますと、決してそういうわけではない。NHKは今後今までのよりさらに重大な任務を持ち、むしろ国家的な存在になつて、重要な任務を負わされるものである。それと同

時にまたこの法案によりますと、非常に多くの条件におきまして、庇護を受けておるといふことを知つたわけであります。NHKが非常な庇護を受けると。たとえば所得税、法人税等も免除される。電波庁におきましても、いろいろな点において保護されるというこゝとは、これは国家的に非常に重大な任務を負わされているという点から――私は決してそのこと自体に反対をいたすわけでも何でもないのではありませんが、それに比へまして民間の放送業者があまりに保護を受けないという点、私どももちよつと割切れないような気がしないでもないのではありません。この点はあとでももう少し申し上げたいと思いますが、NHKの場合には、今後商業放送の方に譲つてもいいようなものはむしろ割愛して、そしてどうして日本放送協会でなければできないような重大な仕事がある、まだなか／＼たくさんあると思ひますので、そういう点に十分力を盡されることを希望いたします。たとえば文化、教育等の放送などは、商業放送ではなか／＼できませんもの、ほんとうの筋金の通つた放送等に力を入れていただきたい。また私は科学技術者として今日お呼びを受けたのでありますが、科学技術等に対する今までの通俗科学技術の放送等もけっこうでありますけれども、さらに高度の、どうしても専門家が聞かなければならぬといつたような、重大な科学技術面の放送なども、今後は十分に力を入れていただきたいということをお願いしたいのであります。

NHKの組織は、今度経営委員会によつて運営されるようであります。経営委員会は非常に大きな権限と責任を持つてゐるものと思ひます。またさらに電波監理委員会がその上の権限を持つてゐるという点で、これらの委員会には非常に重大なものではないかと考えております。こういうふうな委員制度は、最近非常に多いのであります。私自身も国家公安委員会をいたしておりますが、国家公安委員会のごときは、全然警察行政に経験がない者、経験があつてはいけないうことになつておられます。しかしこの経営委員会、またこれは今日の直接の問題ではなく、電波法案の方の問題かもしれませんが、電波監理委員会の委員の方々は、いずれもその道に広い経験と知識を持つておられる方ということになつております。この委員会の運営は、非常にむづかしいであらうと思ひます。委員に非常に適任でない方を得るということが、大事なことであらうと思ひます。この点についてはどういう方法でこの委員を選定するかというところが、たいへん重大な問題ではないか、かかつてわかるところではないか、いかというふうに考えます。しかもこれらはみな専門家の方々でありますから、それ／＼非常に独自の意見を持つておられる方、従つて委員長もなかなかむづかしい役ではないか。その選定の方法等も、まだ具体的なことは私は存じませんけれども、これをどういふふうな方法によつて選出するかということ、もちろん総理大臣が国会の承認を得て任命されることになつておりますけれども、その具体的な方法等は、十分研究の余地があり、また国会にお

いて十分審議される。審議されなければならぬことではないかというふうな考え次第であります。この民間放送の方に対しては、ちよつと私もよくわかりませんが、これだけのも、一方において放送協会がこれだけの保護を受けておるのに比して、民間放送が営業として成立するかどうかというところは、私も非常に疑問に思ふのであります。こういうことで、このシステムで成功しておるのは、アメリカだけのことに聞いております。オーストラリアもや日本の今度の法案と似ておるようでありますが、ほかの国にはあまりない例であります。ことに日本のような狭いところであつて、商業放送の成功しそうな大都市といつたような地区が、あまりたくさんございせんやうなところで、うまく行くかどうかということが、非常に大きな疑問であります。しかも非常にとくさんの申込みがあるやうになつておるのでありますが、この営業はなか／＼むづかしいのではないかと。つきましては、これをもし助成するという建前であるならば、たとえば広告税のようなものを免除するとか、所得税とか法人税とかいふものについて何か考慮を加えるというやうなことをしなせんと、なか／＼育たないのではないかというふうな考えられるのであります。

なおここまで申しては少し申し過ぎかもしれませんが、NHKの聴取料、国民にいたしますと、NHKだけに聴取料を拂つて、ほかのものはただ聞きするのではないかというふうな気持ちもいたさないではない。NHKの聴取料というものは、これは現在のNHKを生かしてそのまま使うためには、当然とらなければならぬと思ひますけれども、そのうちの何割かをさいて、それを民間放送の助成というやうなものにまわすということができないものか。そういうことでもすれば、相当困難であらうと思はれる民間放送育成のために必要なのではないかというふうなことを考えておるのであります。またこの法案の中では、一番有力なNHKが受信機の格付、認定といつたやうなことを、してはならないということになつております。今度非常にたくさん放送局ができますと、なまじつかな、ちやちや受信機では、セレクトイヴの悪い受信機では、何もかもみなごちやごちやになつて、みんな聞えなくなるのではないかと心配がありますから、選択性のいい受信機を持たなければならぬ。従つて国民の側から申しますと、どの受信機を買つたらいいかということが、非常に大きな課題になるのであります。その格付をする、あるいは保証するのはNHKではできない、してはならないことになつておりますが、ともかくそういう機関があつて、権威のある機関が受信機に対して格付をしてほしい。これは弊害の方もずいぶんあると思ひますが、その弊害の方をあまりにおそれて、今度ほんとうに聞える、いい受信機がほしいという者が、どこにたよつて行つていいか。たよりどころがなくなるといふ点が私は非常に心配なのであります。この法案通り、NHKでやつていけないことになつておることは私は申すのでありますけれども、どこかにそういう権威のある機関がほしい。おそろしく今あります普通の受信機の大半は、

相当な混信を来すのではないかというふうな考えられるのであります。これらがおもな点でございましてけれども、この法案全体が、NHKが非常に官庁色を帯びて来ているということ、は、一般の人が感じてゐることであると思ひます。そのために、これが自由放送の建前から離れないやうに、ある特定の政党政派等の御用放送局のやうなことになるといふことではないかというところは、だれでも考えてゐるのであります。ずいぶん強い政府の監督を受けるやうになつておりますから、その点は法律の運営の上において十分気をつけなければならぬことと思ひます。なお、この監督が数段になつておりました。電波監理委員会があり、また内閣、国会、会計検査院とか、大蔵省までこれに加つてゐるというところで、事務的にいろいろ／＼むづかしい、繁文縟礼なことになるのじやないかというやうなことも考えられないではないのであります。主としてそのくらしいことでありますけれども、なお小さい点を申せば、新聞にも出ておりましたが、間違つた放送の訂正等の申出があつたら、二日以内にしなければならぬというやうなこと、これはちよつとむづかしいではないか。その真偽を確かめるのに、地方によつては相当の日にちをとる。こういうことは實際運営上、不可能なことになりはしないかと思はれます。なお聴取料につきましては、今まで三十五円ということでありましたが、これが法律で定められるということになると、こういう物価の変化のはげしいときでもありますし、やや合点でき

ないようにも思います。これは法律では聴取料をとることだけきめておいてはどうかということも考えられるわけであります。

大体私の感じましたことを申し上げた次第であります。

○松本(善)委員 辻さんからたいへんけつこうなお説を承つて、ありがたうございます。なるほど皆さんが言われるように、御用的な報道機関になつていけないということは、今までの放送局のあり方から考へての御観念だろうと思ふのであります。また商業放送という建前、またアメリカが現在やつておりますところの放送ということをおりにとられて、技術的な面から御達観を拜聴いたしましたのでありますが、私も同感に存するのでございます。NHKにのみ所得税、あるいは土地所有というような点についても許してありまするが、こういうような特権のようなものを與えておつて、民間放送には實際何も與えていない。ほんとうにこれからいばらの道を踏み歩かなければならないところの民間放送というものを、私たちも考へ得るのであります。その建設的な意見といたしまして、聴取料の件について、民間放送もやはり公共性を持つておる。であるからこの公共性というのに対して、幾分か政府もこれに対して助成か、あるいはその他何かの形で、これにもどうかという御意見に對しまして、非常に私も考へになると思ふのであります。

店の放送を耳にいたすのでありまするが、現在の税法によりますれば、あの放送はかつてにやつていても税金がとれないというのが、現在の税制のあり方なのでございます。しからば受信機を据えつけて、一定の設備をされたという事実により、報道されたということによつて、税金のみそれに高く課して行くということについては、私も全面的に賛成することは、今後の民間放送を育成する上において、非常に何だかわいそうのような気がいたしておるのであります。従いまして、現在法制的に言つてできないところの街頭のアナウンスがあることを考へて、むしろ現在のそうした乱れつつある街頭の放送を廃止するか、それでなければ今後広告料を主とするところの放送事業経営において、これが懸念をいたす一点になるかもしれないと思ふのであります。従つて私は街頭でやつておるいわゆる町場の放送というのに対して、何か政府が制限し、あるいはその他の方策をもつてしなければならぬ、私も政府に對してお願ひするのでございます。その点についても御同感でございます。

○辻公述人 ただいまの訂正の問題であります。これは現在のこの法文そのまゝでも、運用によつてはよいかと思ひます。というのは、誤つた放送に對して二日以内に訂正するというものであります。誤りだということがわかつたからと、こういう意味にもしとれるものなら、それでもよろしいと思ひますが、要するに真偽を確かめて——苦情の側からはこれは間違ひだ、しかしその放送局はこれは間違ひではないと言ひました場合に、その真偽がわかつてから二日とか三日とかいうことであれば、問題によつては非常にその審議が長くかかることもあり、すぐわかることもあると思ひますが、そういう意味で申しましたので、真偽がわかつて、誤りだということがわかつてから二日以内ということであれば、けっこうだと思ひます。期間と申しますのは、その審議を確める期間というものが、最も適當ではないかと思ひます。

○松本(善)委員 次に最後にお話になられました料金の問題であります。これは、はなはだ同感でございます。しかし現在の法律上の問題といたしましては、まず御承知のように物価庁関係の、いわゆる今までの法令上では、郵政省事業、あるいは電気通信、もとの通信省主管事業以外の点に抵触するものであります。この点についても私たちがいたしまして、大いに勉強させていただいておるのであります。が、何分にもまだ結論が出ていないやうであります。が、一まず聴取料三十五円という数字は、御承知のように二年以前かと思ひますが、きまつたままで参つておるのであります。しからばこの

料金をどれくらいにするかということになります。これをどこまでまたきめるかということになりますので、はなはだ實際の面としてはやりにくいだろうと思ふのであります。御説に對してはなはだ同感であります。

それから御承知のようにこの法案自体においては、受信機に對するところの相談といひますか、そういうような機関がNHKでは許されてない。こういう御説を拜聴いたしましたのであります。が、この点につきましても、しからば協会から問題になつた事項でもあり、また陳情になつたことでもあり、その点については大いに検討をいたしておるのであります。またそうした受信機、あるいはその他受信機の相談機関というものを、どういふ形態によつて、それを許したらよいかと思ひますが、また考へられ得ることだと思ひますが、もしもそういう考へ方を一応していただき、またした場合におきましては、NHK以外の方法でやらせるなら、どういふ機関がよろしいか。そうした場合には、どういふ仮定に立つて、簡単にやつて、うです。が、御高説を拜聴いたしたい。

○辻公述人 眞空管とか、あるいはその他の部品、受信機等の格付、これは民間の機関でも、どういふかと思ひますけれども、しかしこういう商品に關係があり、また、やはりいろいろな幣害を生ずることもあり、それから今度には民間の機関を嚴重に監視しなければならぬという問題もあります。あるいは、これは半官半民のやうな機関で、これを電波監理委員会が監理する

というやうなこともよろしいかと思ひますが、工業技術庁というやうなところも、あるいは、あつたところ、に所屬した一つの試験所とか、検定所といつたやうなものをつくつて、これは政府でやらせることになるけれども、そこで格付されるということになれば、今のやうな——この方にも弊害があるかもしれないが、民間でやるのを取締るというやうなめんどうがなくて、比較的公平にできるのではないかと。工業技術庁がよろしいか、またいろいろ問題があると思ひますが、現在ある機構でいいますならば、あつてはたくさん、あつては、あるいは電通省、あるいは特別に電波庁にそういう試験所、検定所というやうなものを設けられてもよいのであります。現在の部品の、無線関係その他何でもありますが、それにも、部品とか製品とかいうものに關するしつかりした審査機構がないというところは、国民にとつていろいろの場合に支障を生じておるのであります。權威のある検定所によつて、一応安心して買入るというものをほし

と思ひます。

○松本(善)委員 一番最初に申されました委員の問題でございますが、私も非常にこの問題については重要だと考へております。従いまして委員の選任の方法でございますが、八つの地区から地区的な選抜をやりまして、その中から云々という説も出ておりますが、辻さんの技術的な面から考へてくださいます。また、それとまたどういふ方法がよろしいか、忌憚ない御意見を承りた

○辻公述人 私は別にこれに対しては、対策を持つておるわけではございませんが、やはり日本放送協会の性格から見まして、全国から出た方がいいのじやないか。そういたしますと八つの地区になつておりますが、これから出ることはいくつじやないかと思ひます。しかしこの委員は非常に広い知識経験を持つておる方であつて、しかも無報酬で相当にお忙しと思ひますのでありますが、なつていただきたい人に出てもらえるかどうかという事は、ぜひぶん疑問であると思ひます。従つてこれも出てもらえるような機構にできないものか。その辺に研究の余地があるのじやないかと思ひます。

○松本(善)委員 これで私は一応終ります。

○飯塚委員 私は質問でなく、議事進行に關して……。公述人の方は、午前中は特に早くお帰りになる方もあつたのですが、午後もお一人に対して質問なさることになつておられますから、大分時間もお食ふことと思ひますから、どうでしょうか。きのうのように全部御意見を承つてから、御質問を申し上げることにしたらいいかと思ひますが……

○辻委員長 おいでいただいておる公述人は、いづれもお忙しい方なのでありますが、特に時間的に御予定などもありでありますので、たとえば辻公述人は三時に予約があり、次にお立ちになる柳澤さんも四時にお約束があるというような関係がありますので、個人個人に済ましておきますが、それ以後の公述人の方々におきましては、一応終りましてから、きのうのように一

括して行いたいと思つております。と同時に御質疑の方も、御熱心は恐れ入りますが、公述人の御意見に対して御同感の向きは御同感で結構でございますから、質疑の要点だけをおつしやつていただくと、なるべく進行をはかりたいと思つております。次は柳澤健君。

○柳澤公述人 評論家ということで私が出て参つておるわけでございますけれども、実は私自身長年外務省の役人をしておりまして、十何年か欧米並びにアジア等を歩いておりました。自然放送については各国各様のものを聞いたり見たりして参つた以外に、外務省に入りまして前に通信省に籍を置きまして、ちやうど海外有線、無線電信というやうな仕事をまづもつて仰せつかりまして、多少ながらさういう方面に關係し、それと最後にちやうどヨーロッパ大戦の始まります直前、すなわち最近の万国電氣通信會議に委員を仰せつかりまして、約二箇月ばかりその會議に列席して参つたやうなこともあり、特にこの問題については、個人として、この際公聴會に公述人として出てくれというお話を、欣然とお受けしたわけでございますけれども、さて考書類を拜見したりしますと、かえつて申し上げることが漠然となつた感がございます。自然これから申し上げることも、私自身が非常に不満足なことを申し上げるはめになるのじやないかと思ひますけれども、よろしくその点お許しをいただきたいと存じます。

一体新聞と放送というものは、その文化的使命が非常に類似しております。關係上、放送事業を新聞同様に純粹な自由主義、もしくは自由放送、ないしは公平な機会均等主義でやるということには、むづかしい問題であります。従つて今日問題になつております法案が、何かしら従来の行きがかりにとらわれまして、日本放送協会というものをたいへんにかばひ過ぎておる。これから生れる民間放送事業というものを輕視しているのじやないかというやうな非難の世論がなか／＼多いようでございますが、しかし私はこの放送事業というものは、電波の制約の嚴重な基礎のもとに立つて行われる關係上、とらうて新聞とは同一視得ないものであると思ひます。

それから一体自由主義なしは民主主義というものは、形式で判断したり論じたりするものではなく、その内容いかんにあるものではないか。このことは私自身が十数年にわたつて海外各國を歩きました経験からしまして、たとえば政治的に君主制をとる國であるとしても、決して反民主的なことではないということ、また共和制をとつております國が、必ずしも十全な民主國ではないということ、これをまざ／＼と見て来たと思ひます。要は國情なり伝統なりを無視しないで、その上に立つて、その國にふさわしい改善改良をはかつて行くことであらうと思ひます。

今この法案を一読いたしますと、一方においては日本放送協会というものを立てておられますが、他方においてはその他の民間放送事業を認めておりまして、いかにも時代の要求に合うやうな形をとつておりますが、実はこれは

こう言つてはどうかと思ひますが、非常に安易な一つの妥協の立案というふうに考えられるわけでありまして。従つて協会自身も、また民間放送業者としても、満足しないやうな結果を生むおそれが多分にあるではないかというところを考へられます。すなわち形においては民主的と申していいわけでありますが、事実から申しますと、はたしてどうであるかということでありまして、私自身の考えから申しますと、放送事業というものはきわめて限定された電波の制約のもとにある以上は、それをどうして最も有効に使うかが問題で、それによつてすべてを決すべきものである。従つてとらうて新聞のごとき自由競争は、行われ得ないものと信ずるのであります。かりにも放送事業者が個々別個にかつてにプログラムをつくる。またそれをかつてな時間には放送するというやうなことがなつたならば、ときにはかんじんなニュースが脱落するということもあるわけですし、またときにはそれが重複するということもあることも必然であらうと思ひます。従つて私はむしろ世論に反するくらいはありますけれども、この際協会一本建というにしなして、その組織と運用をできるだけ民主的のものとすること、ちやうどイギリスのBBCのごときものが、むしろ模範ではなからうかと思ひます。イギリスにはBBCあるのみで、他にいわゆる民間放送業なるものはございません。これに反してアメリカは、全然民間放送だけでやつて参つたわけでありまして、近ごろ相當にその弊に耐えないという声が高いということをお聞いております。従つてむしろ

私の思ひつきと申し上げてもいいのでありますが、たとえば協会の放送を第一、第二までは行いますが、さらに第三、できれば第四くらいまでをつくるというところ、その第一に該当するだけの力を、さらに第二放送に持つて行く。それから第三放送もしくはそれ以外は、民間放送事業に該当する広告放送の方に――主力を公共放送に注いで、その余力を広告放送に持つて行く。それに対しては言うまでもなくあらゆる放送關係者が緊密に協力しまして、最善のプログラムをつくつて行く。もちろん重複はしない。脱落はしないということでありまして。BBCの話をお聞きの中に、BBCは第一から第三まで放送番組を持つておりますが、第三放送のごときは、たとえば三時間ないしは四時間にわたるやうな世界的傑作を放送しておる。シェークスピアのハムレットの全部をやることもあれば、ワグナーのトリスタンとイゾルデを全曲やることもある。これはBBCのごとき今の組織のもとに初めてできることであつて、決して個々独立の民間放送業者の放送においては、どうしてできないことではなからうかと思ひます。また一般のリスナーなんというものは、新聞の一般の読者と同じであります。その教養においても、趣味においても、また望むものにおいても、千差万別であります。浪花節を聞きたいという時間に、ちやうど浪花節のかわりにベートーヴェンだつた。また笠置シズ子さんを聞きたいという時間に、ちやうどそれは長うただつたというやうなことで、それをどうして一致させるかということ、これはほとんど不可能と申してもいいので、おそら

く従来日本放送協会のプログラムなんかについて、不平を持つておる人は非常に多かつたと思つておる人が、しかしこれはどんなにしてもどうい根本的に解決はできないことであらうと思つておる。新聞ならば、朝読まなかつた新聞を午後読んだり、夜に読むということもできます。けれども放送はそれができない。ちやうど自分のからだがあいたときに浪花節を聞こうと思つておつたところが、ベーターウェンが入つて来るといふようなわけで、これはいかに民間放送を奨励したところが、とうてい解決はできない。ですからいかなる方法によつても、不平だけは永久に除くわけには行かない。それをわれ／＼は頭に置いて、この法案の問題を解決する必要があるかと思つておる。私自身国家で一つにまとめて行き、目標をきめて行くということだけは考へて行きたい。

それで私は提案の姿で申し上げたいと存するのですが、あの法案を見ても、やはりその点が不備のやうに存しますが、それは都会と地方という大きな問題であります。日本にも御承知の通り、大阪にも、名古屋にも、長野にも、仙台にも放送局があるといふやうになつておりますけれども、プログラムを見ても、いわば中央の中継局という程度であつて、真にその地方に合うプログラムが編成されて、それが運用されるというのではないやうに思ふ。その点の今まで歩いて来ましたが、ヨーロッパの国なんかにおいては、まだ日本よりはるかに地方色の濃い地方局が、それ／＼に置か

れてあつたように思ふのであります。多少余談になりますけれども、ある人がロシアの作家のゴリキーに會ひまして、一体ソ連にはもはや階級闘争というものはなくなつたわけだ。ところがその階級闘争をテーマとした文学小説が、一番時代的なもの、現代的なものと思はれるが、それがソ連になくなつたといふことになると、あなたたちは何を目標に悲劇を書き、喜劇を書くのかといふことを聞きましたところが、ゴリキーが言うには、なるほどソ連には階級闘争はなくなつた。しかしながら都会と農村との反発、対峙といふものは大きなものだ。この闘争、これがわれ／＼の文学の主題となるものである。こういうことを申したやうであります。現に日本自体においても一番よくわかりますのは、経済的面で都会と農村との利害の不一致といふことはなからうかと思つておる。一番の大きな問題は、やはりここにあらはなからうか。ことに文化面におきましては、日本のやうに、アメリカと違ひまして、古い伝統と古い文化を地方地方に持つておりましたところにおいては、この都会文化と地方文化との差、区別、相剋、対峙といふことを、十分頭に入れる必要があるのではなからうか。ところが本法案を見ますと、その点にはなほ稀薄のやうに思ふのであります。もちろん経営委員会の八名の委員の選定を、日本内地の八つの地区に住所を持つておる者といふことにしておきますが、まさしく私が今申し上げた点が、立案者の頭にあつたに違ひないと思つておる。これはただ名

目だけ八人の委員が、一人は北海道に住まいを持つておる。一人は東北に、一人は東京に、一人は九州に。それがただ集まつて、そうして委員長のもとでお話をなさるといふだけでは、私の申し上げておる点では、とうてい達し得ないと思つておる。これを何とかして、この地方放送といふものを強化することを考へていただきたい。たとえば中央委員、それに対して地方委員の制度、もしくは都市委員に対して農村委員といふやうなことで、その選出、その運用、その活動といふやうなものを、法案の上なり、また法案の外で、十分御研究を願つたらということを考へる次第でございます。従つてこの法案にうたわれております経営委員会のほかに、電波監理委員会も、やはり今申し上げたやうな構想のもとにこれが変改できるものならば、そうしてそれに都会と地方の輿論なり、輿望なりが十分盛り得られるやうなことになるれば、非常にけっこうであらうと思つておる。そういう問題には、むしろ私はやはり日本放送協會一本建といふことによつての方が、容易に目的を達し得るものではないやうかといふことも、同時に考へるわけでありませう。

ところがそれ以外に、この法案を見ても、まず委員会といふことは、経営委員会、それから電波監理委員会、それにそれ／＼委員長がおいでになる。それからまたその中心ともいへば日本放送協会には、会長があり、副会長がある。それを全体的に監督する当該大臣として電氣通信大臣、さらにその上に内閣総理大臣自身がやはり委員の任命なんかもなさる。監督もなさる。それに並行して国会は国会で、参議院と衆議院と両方の電氣通信委員会といふものがあつて、またその委員長がその面を御監督なさる。実に複雑きわまる感じを持つのであります。ことにこの事業が文化的な事業であるといふことになれば、さらに文部省関係といふことになつて参ります。また対外放送という点からやつて参りますと、外務省もまた介入して参ります。この複雑な機構を何とかしてもう少しすっきりしたものにならないであらうかといふことが、私の考へであります。私は、これもただ思ひつきの提案として申し上げるわけでありませうが、やはり会長を中心としてやるのが、一番實際に適することになりはしないであらうか。今までがちやうどそれだつたので、今度こそは新しい日本にふさわしい民主的の行き方で行こうといふやうなことで、委員会をおつくりになり、その委員会で委員長を選んでは、それを総理大臣が任命して、さらに国会の承認を得るといふやうなことで、どうだ、すばらしく民主的だろう、そういふやうなことをおつしやるかもしれないけれども、實際問題として、朝から晩まで、ラジオならラジオのことばかり考へておるやうな人が中心にならなければ、能率といふものは全然上るものではないだろう。それは批判するいろ／＼な制度、それらはまたいろ／＼考へてよいと思つておる。しかし責任者はやはり一人といふことにすべきものではなからうか。実は外務省におりまして、国際文化、その中には放送も入つておりましたが、国際文化の仕事をしばらくや

つていたことがあるのですが、これくらい文句の多いものはなかつた。ところがやはり度胸ができて参りまして、さして重きを置くに足りないという結論になつた。と申しますのは、先ほど午前中に藤原義江君が来ておりました。藤原君がやつてひとつ歌つたか何かで、藤原さんかどうしてやるのか、もしくは笠置シズ子の方がよいのじやないか、エノケンの方がよいじやないか、これは言う人から言ふと、ちつとも間違いじやないのです。實際またそういう議論も堂々と立てれば立つたのです。ただしかし問題は、委員会といふやうなものがないので、それによると報酬も実はもらえないわけなんです。電波監理委員会の方は報酬があるのですが、経営委員会の方は報酬なしといふことになつておりました。報酬がなくして、そうして北海道に住所を持つておる人が、とき／＼やつて来て、そうして相談をする。それが会長を抑え、副会長を抑える。これは私は話が通じやないかと思ふ。なるほど形はそれが民主的かもしれないけれども、実際に別な名前前で言つた方がよくないに非能率な、非民主的なものになりはしないであらうか。やはり朝から晩まで放送のことばかり考へておる人、そうしていろ／＼に自省して、なるほどおれが熱かつたといつてやめるやうな人、その制度がやはり一番いいのではなからうか。それを訂正するために、監督するために、補佐するために委員会その他があると

いうことは、これは当然であります。そういうふうには、私はこの法案を讀んで感じたわけでありませう。要するに私自身の意見は協会一本建、そのかわりその内容をできるだけ民主化するということが、それに加えて、地方放送というものをぜひとも強化していただきたい。この二点に期するわけでありませう。

なお最後に、これは私長年外務省にいたという関係で、ほんの気付きを申し上げるわけでありませうが、この法案によりまると、第三十五條で、対外放送は国家が費用を負担するということがなっております。その関係で当然会計検査院なんかが出て来るという、複雑な問題が起つて来るわけでありませうが、私は一体国家がこういう場合に費用を負担するということがどうであらうか。実は先ほど午前中に東大の教授をなさつていらっしゃる方から、民衆のことを非常におつしやつて、政府の干渉、国会の干渉というふうなものを、民衆に對峙したものといたしまして、をおつしやつたので、はなはだ奇異な感を私自身は持つたので、新しき憲法のもとにおいては、民衆すなわちそれが国会であり、すなわちそれが内閣であるというふうな思いをします。理論的にも私は非常に奇異な説をお吐きになつたように実は感じたのであります。その点から申せば、対外放送に国家が費用を負担したつて一向かまわないうわけで、国家が負担するということは、各自の税金がそこに行くことなんでは、要するに聴取料と本質的には別にかわつてないということになるわけです。国家が費用を負担したつて一向さしつかえないじやないか。こういう議論が、むしろ立つと思つてありますけれども、ただ実際問題として考えますと、どうもやはり国家が対外放送に金を使つて、そうして指揮監督したというふうになりませうと、聞いておりますが非常に御用放送ということになるのであります。自由なる民衆の反映というふうにとつてくれない。とらないう方がいゝとか悪いとかいうのではない、事実問題として私は申し上げるもので、どうもそういう傾向があるのではありません。これは知つたふりをしてはなはだ恐縮ではありますけれども、この点をこまかく掘り下げますと、実はアメリカとヨーロッパとは、この点が相当違ふと思う。アメリカでは国家が介入するということが、政府が介入するということを、非常にきつて来ます。できる話も、政府とか何とかが入つて来るとこわれるという場合が非常に多いのであります。ところがヨーロッパにおいては反対で、政府が入つて来ないとか安心しない。政府が入つて来ると、政府の名においてものを言うということになりますと、非常に信用を持ち、信頼を持つ。同じ外国と申しまして、アメリカとヨーロッパではたいへん違ふ。こういう点がありますので、今の問題も、アメリカではそれはどうかしらぬが、ヨーロッパではかえつてその方がいゝかもしれぬという説があるかもしれませうが、どつちみちさういうこともございませうから、国家が費用を負担するのはいかどつかというところは、そのアングルからも一応御検討願ひたいものである。けれども放送協会なら放送協会が、金がないから困るではないかということならば、これはいゝ／＼と解決の道があるわけでは

何も聴取料を特別に多くしないでも、法案によりまると、たとえば出版事業をするとか、いゝ／＼な事業をやることになつておりますから、たかが対外放送にそんなに金がかかることは私は思つておりませうので、むしろこの際国家が費用を負担するというようなことを除くことにしたらどうであらうかというのを考えたわけでありませう。その次に第五條に、國際親善を害する放送はいかぬ。「國際親善を害するものであつてはならない。」というところが書いてございませう。これはきつめて当然のことではあります。しかし私は当然ならばなおさら、こういうものを特別にうたわないう方がよからうではないか。と申しますのは、世界の現状を見ましても、今日の日本は占領下にあつて、実はその意味では對外的の言論の自由は持つておりませうが、早晩われ／＼が對外的にも言論の自由を持つ得た場合に、常に媚態外交をやらなければならぬのではないか。こういう印象を非常に持たせるのはなからうか。ある国が日本に對してあられもない非難をした場合に、これに答えることがなかつた場合に、これに答えるしれぬというので、黙つていなければならぬ理由は、毛頭ないと思つてあります。好んでこの國際親善を害する放送をやるはずはないと思つただけに、自細目縛するようないの文句は、必ずしもこの際必要がないではなからうかというふうな考える次第であります。

私の申し上げますことは、いゝ／＼ございませうけれども、このくらいにしてお許しを願ふことにいたします。どうもありがとうございます。

○辻委員長 御質疑がありますか。
○飯塚委員 先生のおつしやつた英國のBBCを模範として、一本建でやつた方がよいという御意見のように伺つたのであります。BBCはお話によりますと、第一、第二、第三放送までやつておられる。現在の日本は、協会の放送は第一、第二でありませうけれども、昔の戦争前の第二放送、これが進駐軍専用になつて、現在では實際は第三までやつておられるやうな形になつております。將來國情がかわつて来ると思ひますけれども、現在これをやつておる場合に、先生のおつしやるやうなことは、あるいはこれは技術的になるかもしれませんが、これはどういふふうになりましようか。その点お伺ひしたいと思ひます。
○柳澤公述人 これはむしろ技術方面の問題で、ただ民間の放送に電波をさくというところであれば、その電波を使つて、今の第一、第二並びに進駐軍関係以外のものを第三放送とし、第四放送として使うということは、技術的に何らの困難はないのではなからうか、こう存じます。
○辻委員長 ほかにございませうか。――どうもありがとうございます。

次は河田進君にお願いいたします。
○河田公述人 河田進であります。私は日本放送労働組合の役員であります。現在日本放送協会は二つの労働組合がありまして、共産党の諸君を中心といたします約百六、七十人のものと、それ以外の六千八百人の大多数の職員をもつて構成するところの労働組合と、二つにわかれております。私は後者の大多数の職員の立場を代表して、この放送法案に對して、われ／＼だけがこの問題に對してほんとうの生活権の脅威――場合によつては脅威を感じる。また文化事業に對して一生をささげることが誇りとしたしてあります。われ／＼が、このつぎきならぬ絶對命の、われ／＼といたしましては、放送事業を離れて生活の道もないのでありますから、そういう立場からきつめて端的に、率直に意見を申し上げてみたいと思ひますので、よろしくお聞き取りをお願いいたします。
まず第一に放送法案のねらいであります。が、何といつても根本的な趣旨は、NHKというものを公共的な立場と、放送、ラジオというものの持つ言論機關としての特性と申しますか、あるいは文化事業といたしましての総合芸術を完成いたしますところの一つの企業体としてこれを眺めて、この兩者をどういふふうにと調和するかと申すところが、この法案の根本的な問題であらうかと存ずる次第であります。その点から私どもこの法案を見ますと、最近に至りまして各新聞社の諸君が、一斉に民間放送を出願いたしました。各社とも競つて民間放送をやろうといたしておりますが、この点にジャナリズムの傾向に迎合いたしました。民間放送は許可するといふ一つの大きな見出しを出しまして、その陰に隠れて、かじんんの全國民の九九％の利害を持つところの公共放送を、完全に政府あるいは國家權力あるいは官僚のわくの中に閉じ込めて、これを規則せんとするきつめて陰險な、非民主的な法律であると私は断ずる次第であります。
第一に私が申し上げたいのは、この法律は要するに放送を育てるための法

律でございまして、これを取締るための法律ではございせん。いかに国民大多数に重要な文化の滋養を供給する雌牛であつても、この雌牛を国民のものであるからといって、二重、三重に囲ひまして、おまけに会計検査院というやうな鉄條網を張りめぐらして、全然牛の動きがとれないやうな立場に置くらば、必ずその牛は倒れてしまつて、国民はその滋養ある乳を飲むことができなくなるのであります。角をためることが目的ではない。牛をよくするために角をためるのであります。そういう観点からこの放送法案というものは、日本の文化を阻害する大きな欠点を持つものであると、はつきり申し上げておきたいと私は思うのであります。ことに総合芸術としての、あるいは自由なる言論、いずれの権力にも左右されないところの、国家権力から独立したところの言論という観点から申しますならば、ラジオはあくまでも自由であるべきであります。私は放送協会に今日まで十一年おります。その間に一番痛感いたしましたことは、戦争中に味つたあの官僚統制の弊害でございまして。放送協会が設立当初から、通信省から來られた方で、確かに放送協会として今日われ／＼後輩から恩人とする方は多いのであります。が、しかしながら通信省の官僚諸君が、その権力をもつてNHKを蹂躪いたしまして、文化的な機能を發揮するのを非常に阻害した事実を、はつきり私は思い起すのであります。ことに一番ひどい思いをいたしましたのは、戦争中でございます。御承知の通り通信省と内閣情報局と、この二重監督を放送局は受けたのであります。この通信

省と内閣情報局の二重監督を受けたときのわれ／＼の思いというものは、まことにさんたんたるものである。立てば高しといつて党を打たれる。すわれば鼻をこすりつけられる。立つたに立たれず、すわるにすわれず、しよつちゆうへつびり腰で両者のごきげんをうかがつていなければならぬ。通信省の官僚諸君、情報局の官僚諸君も、ともにこの放送局という公器を、なわ張り争いといふやうなものに利用いたしました。この弊害がこの法案に再び大きく浮び上つて來ておるといふことを、私は痛切に遺憾の意を表したのであります。これは先ほども申しましたやうに、放送事業は公共事業でございす。たゞ民間放送といへども公共事業であります。NHKもより聴取料を独占いたしまする關係上、何らか国家との關係に法的なつながりを持つといふことは、これは必ずなければならぬこととあります。われ／＼その点に對して、当然これは規制するべきであるといふことを感じておるのでございすけれども、やはり牛は牛である。文化事業は文化事業である。言論機關は言論機關である。そのためにはその法律的關係をきわめて單純に、シンプルなものにしていただきたいといふことを、率直にお願いする次第でございす。

この法案を見ますと、経営委員会がございす。その上に電波監理委員会がございす。さらに内閣の認可を得なければならぬ。最後に国会の承認を経る。それでOKかといふと、締め括りとして会計検査院、この五重の監督を受けて、どうして自由な放送ができるのでありましようか。私は非常に疑います。それと同時に、こりいうやうに複雑な形に規制しておくことによつて、これは私はいつも申すことでございすけれども、やはり官僚諸君といへども、人間的には非常にうづばなな多いし、ことに専門的な技術官であるといふことに對しては、深く敬意を表するものであります。何分にも自分で判定を下して責任をとるといふやうな態勢にない。そういう面から見ますと、この放送法案は非常に監督を複雑化することによつて、いろ／＼な形に責任を転嫁し、責任の歸趨を不明確にいたしました。その中に一貫して強靱な官僚統制というわくをはめ込んである一つの構想があるといふことを、私は申し上げたいのであります。以下、われ／＼労働者といひまして非常に密接に關係するところを、逐條別に申し上げたいと思ひます。

まず経営委員会でございますが、この経営委員会は、先ほどから種々論議になつておりますやうに、現在の法案ではこれを地区別にすることになつております。公共放送の使命といたしまして、どんなところでも、もうかつてもうからなくても、放送が全國民に聴取できるように、これは経営が成立つても成立たなくても、聴取できるやうな施設をすることが義務でございす。従つて北海道のやうな、開局以來今日まで二十数年、依然として赤字の出つたばなしのところでも、網走あたり十キロの放送局を建て、あるいは釧路に放送局を建て、あるいは鹿兒島の片いなかに十キロの放送局を建てるといふやうなことは、公共企業体であるNHKだからこそできるのであつて、これは営利を目的とする事業では、と

うていできないところでございすから、この経営委員会のやういふ面からいたしまして、地区代表的な、地区の利益の代表者が入ることは当然でございす。私は何より各階級別の、あるいは階層別の、言葉をかえれば職能別でもつけようでございす。そういう意味の横の層からの代表を経営委員会に入れなければならないといふことを、はつきり申し上げたいのであります。経営委員が地区別に出されるといふことになりまして、非常に一党一派に偏した、あるいはその地方の顔役とかボスとかいわれるやうな放送人によつて、この公共事業である放送が牛耳られるやうなことがあつては重大問題でございすから、この法案にはつきり各分野の代表を入れるやうに明記していただきたい。ことに現在の世の中で、労働者に対する資本家、あるいは支配階級に対する被支配階級といふやうなことは、これは嚴然たる事実でございす。また全人口の五〇％を占める農民諸君、あるいは漁民諸君の代表も、この公共事業体の経営に参加するといふことは、当然の権利でございす。また男性に対する女性、ことに封建的な、まだ民主革命の達成されない日本におきまして、解放されざる婦人の代表が、この言論機關に参加することは当然でございす。單に地区別的な代表といふことでなく、現在の法案ではそれが非常にぼかされて來ておりますが、明確に労働代表あるいは婦人代表、教育代表、科学、文化あるいは経済といふやうな、各階層の代表がはつきり出られるやうに、この法案を修正していただくやうに御考慮をお願いしたいと存する次第であります。

次に電波監理委員会について申し上げます。経営委員会は公務員が欠格條件でございまして、公務員は経営委員にはなれぬといふことになつていすので、この電波監理委員会も当然私は公務員が欠格條件になると思つていた。法案によりまして、これは公務員でも有資格者でございす。従つてわれわれがこの條文を見て率直に感ずるところは、現在の電波庁を中心といふたしますところの高級技術官僚諸君が、ここに相当お入りになつて、その方々が電波行政だけをおやりになるならともかく、NHKを含めた全般の放送行政をお握りになるといふことに對しましては、非常に不可解な念を持つものでございす。電波監理委員会は、これは當然電波關係あるいは技術關係であることを規整すべきであつて、その技術面の有能な士をもつて構成すべきであつて、その方々が文化事業であるところの放送の方に手を出しにしなければ、これはたいへんな間違ひがそこから起る危険がある。これは放送關係のことは一切経営委員会におまかせ願ひまして、電波監理委員会は技術的な電波行政のみにおとどめ願ひたい。しかもそれは一般在野の有識者をもつて構成して、公務員諸君がこの中にお入りになつて、結局官僚統制といふことの総仕上げをするといふやうな形になることは、私は非常に危険ではないかと信する次第でございす。その關係で、法案の第三十七條から四十條までは、われ／＼日放労といひましては、削除していただければ非常に幸いだと存する次第でございす。それからその上に、電波監理委員会の決定いたしましたところを、さらに

ただきたいと思ひます。

それからまたきわめて小さいことであるが、第九條第一項第四号に、放送協会の研究事項がございすけれども、先ほど川島先生もNHKの世論調査をしつかりやれというようにことを言われまして、ああいうことはNHKでなければできないようなこととございす。その点で技術研究所というものがあつて、また片方に放送文化研究所というものがあつて、法案によりますれば、放送技術に関する研究は自由にできるようにつておきますけれども、放送文化に対する研究、音楽、演劇あるいは輿論調査というようなものの研究が、自由にできるようにすることが明記してございせん。この点を第九條第一項第四号に、こういう放送文化関係の研究ができるようにしていただきたいということをお願いする次第であります。

それから、しばしばきのうあたりから問題になつております訂正放送であります、第四條第一項に、二日以内に訂正しなければならぬということがございす。このことはむろん迷惑をこうむつた国民諸君にとつては、非常に重大な問題でございすけれども、言論機関によつては、場合によつてはこれは死命を制せられることになります。次から次へと変転して行くニュースを報道して行くだけに、ある事項だけをとりえて、これだけは訂正をしなうというところがたくさん申し込まれたら、一体どうして処理して行くか。ことに二日以内ということはどういふことができるか。これは明らかにそういう場合はこれを拒否することができるといふことを明記していただくとともに、

「真実」というふうな言葉は、非常に何か深い意味のあるような、主観的なものがあつたのですが、真実という言葉をやめていただいて、具体的に「事実」というような言葉に訂正していただきたいと存する次第であります。このことは昨年の六月から八月に至るころまでの、あの社会不安といわれておつた状態のときに、もしこの規定が生きておりましたらばどういふことになるか。ことに第三国関係の非常にデリケートな今日、こういうような規定があつたことは、放送のみではございせん。新聞に至つても非常に脅威となることとございすから、その点御考慮をお願いいたします。

それから、これは私がやはり放送局におりましたので体験でございすが、第四十六條に広告放送というものがございす。広告放送は、何が広告放送であるかといふことは、非常にむずかしい問題であらうと思ひます。かつてわれわれの仲間、銀座松坂屋前と言つただけでしかられたこともあります。味の素といふのは、これは一般の家庭に使われておるけれども、広告であります。味の素という商標であります。アルマイトがしかり、ましてや相撲放送、プロ野球というふうなことにありますと、この広告という関係において、民間放送業者との間にきつめてデリケートな関係を生ずるおそれがありますので、この点も法文上明らかにしていただきたいと思ひます。

ただいて、アナウンサーであるとか、われわれなども引抜きでもやつていたならば、われわれの賃金が高まることになることとございすので、その点に關しては異議はございせん。しかしながらよく考へていただきたいことは、民間放送を許すといふことは、これは民間放送といふ言葉が必ずしも適當ではない。これは商業放送、あるいは意味においては資本家放送、そういうことにならざるを得ないと思ふ。ことに新聞の場合は、われわれのような者でも機関紙を持つております。全国機関紙まで入れたら、数方上る新聞が出て来ます。これは完全な自由が確立されております。放送の場合に完全な自由を與えたらどうなるか。これは一枚の紙面上にいろいろのものを刷つて、まづ黒い紙を配ることになる。従つて民間放送を許可された結果、何たきわめて特権を與えられるものであるといふことは、私ははつきり言へると思ひます。しかもこの特権を與えられたものは、大抵東京とか大阪とか名古屋とか、そういうふうな非常に聴取密度の高い、ヒンターランドにても申しますか、そういうところのみに發展して、裏日本であるとか、北海道、東北、四国、九州などといふのは、完全に放任されてしまふおそれが多分にございす。これは私放送局におきましても、先ほど北海道のことを申しましたが、東北、九州でも、決して現在のNHKでも採算はとれません。赤字でございす。大部分東京、大阪の聴取料から持つて行つて、補つて成立つておるのであります。そういう観点から申しますと、この民間放送を自由にす

ることはけつこうでございすけれども、NHKの波長をさいてそれに與へるというところは、すなわち国民の犠牲をなしているといふことに、私は結果的になつていふことをおそれます。

第一放送が行われ、第二放送が行われておりますが、第一放送と第二放送とは、これは當然なければならぬものでございす。今日東京で第一シンフォニーを聞き、あるいはハムレットを見るために、えん／＼長蛇をなして大衆諸君もございすし、たのしむるをたたいて八木節を歌つて大いに満ち足りてゐる国民大衆もある。東西古今を通じて、これほどいふ形に、都府と地方の文化の錯綜してゐるところはありせん。都会と地方とこれほど文化の程度の開きのあるところはないと思ひます。こういうものを、あるいは娯楽放送を提供しながら、常に民主主義的な方向に、文化の向上に努力して、大衆をとりながらひつぱり上げようとする力がなければ、日本の文化は低下するばかりであります。

従つて第二放送において、高級な文化を常に放送して、それが聞えるようにすることが、また国民文化の水準を高める上において大いに必要であります。従つて第二放送が今二十数局しかございせんが、当然第二放送を全国に聞えるようにすることが、NHKの義務であります。これができないようにするのは、あるいはNHKのどこかの波長をとることになりますから、今日百数箇所に出ているNHKの電波のどこかを奪うことにはしないかと思ひます。そういうことであつては、民間放送に私は反対せざるを得ないのであります。飛驒の山奥や釜石、あ

いう辺境の地に技術屋を五、六人も置きまして、またアナウンサーを置いて、そういう地方の文化の向上に努めていた者を、引上げさせることになります。そういう地方の文化といふものは、勢ひ低下せざるを得ません。従つてだん／＼民間放送は都会に集中したしまして、都会人の抹殺的な、官能的な点のみを刺激するような方向に行くといふことを、私は日本文化のためにおそれるものであります。従つて第一放送、第二放送が全部できて、しかもなお民間放送のできる余地が私にはあろうかと思ひますので、そういう面において民間放送を許可せられるのはけつこうでございすが、辺境の地区の犠牲を以て、都市のみに集中して利潤追求を目的とするような商業放送を御許可になるようなことがあつて、私は国民のために非常に残念だと思ひ次第であります。

いろいろ述べましたが、要するにこの法案といふものは、私が見ますのに、国鉄あるいは専売を規定する法律と、まったく同じ趣旨でできているといふことを痛感いたします。その点に根本的な問題があるかと思ひます。文化事業である放送を、国鉄、専売と同じように規律することが、はたして日本の文化の向上に、言論の自由確保のために、適當であるかといふことは、賢明なる委員諸君の御判断にまかしたいのでございすが、専売の場合、サロンでタバコを巻いても、監獄でタバコを巻いても、タバコはタバコであります。徳田球一氏が石炭をくべても、吉田茂さんが石炭をくべても、汽車は大阪まで走ります。ところが放送のような言論機関を、そういうふう

な考え方で律して行つて、官僚的な面を非常に濃化して行きますれば、これは文化の低下となり、言論の圧迫となり、私は国家のために非常に憂うべき事態があることを信じます。極端な左翼の進出によつて、今日いろ／＼な面から言論の圧迫の問題が出て来ていることは事実であります。極端な左翼の、あの破壊的な傾向は最も憎むべきことですが、それを規制するために、全般的の言論を抑圧するような風潮が今日日本にあることを、最も嘆くものであります。自由主義精神の高揚を期待すること、今日より急なるときはな

いと思ひます。そういう意味におきまして、この法案に対して、われ／＼純心なる七千労働者の皆様にお願ひするところを、よく御吟味いただいて、御審議の一助にしたいと思ひます。御願ひする次第であります。(拍手)
○辻委員長 次は小川忠作君に願ひいたします。
○小川公述人 私は全国ラジオ協同組合連合会会長の小川忠作でございます。全国の業者を代表いたしまして、その総意を申し上げたいと思ひます。まず第一に、われ／＼のここに申し述べようとした結語を、先に申し上げたいと存じます。われわれ業者といたしまして放送法案第九條第二項第七号の條文「委託により放送受信機器を修理すること」及び同法案第九條第五項の條文「第二項第七号の放送受信機器の修理業務は、電波監理委員会が定期的に行う調査により必要と認めて指定した場所に行うことができる」とあるものであります。この條文の全文の削除を要請する次第でありまして、この要求がい

れない法律に對しては、反對を表明するものであります。

以下その理由を申し上げますと、このたび電波三法案の制定は、適正な内容の完備と公正なる運用がはかられますならば、日本におけるラジオ放送事業の基礎が確立せられまして、放送の自由なる発達に約束されることになるわけで、その点まことに慶賀にたえないものであります。かかる意義ある法律の制定にあたりましては、あらゆる角度からでき得る限り日本の現状と国民性に適合せしめまして、その完璧を期せられたいと念願するものであります。ラジオの放送と最も密接な關係を持つております私も受信機の保守と供給を專業とする企業者は、放送ラジオの普及発達とともに、ます／＼その責任を痛感いたしまして、業態を整備いたすとともに、聴取施設の保守については全国同業者相連繫いたし、相成めて遺憾なきよう、万全を期してこの趨勢に即応いたしたいと念願するものであります。また将来における電波の幅渡から来る混線に備へまして、電波分離状況の不良地域に對する完全聴取対策といたしまして、現在聴取者八百万のうち、約八割と称せられます国民型並四球程度の受信機を、最も安価な費用をもちましてスーパードに改造できるよう、その研究と運動を起しておる次第であります。

以上申し上げましたごとく、われわれはわれ／＼の職域を通じて、わけて、国民大衆に對する奉仕と放送ラジオの普及に對し、全幅の努力をささげておる次第であります。さて以上の見解と覚悟を持つわれ／＼の立場から、ここに示されました電波三法案を

検討いたしますと、はたしてそれがまづたく理想化されておるかどうかが、う点で、遺憾の点を多々認めるのでありまして、御理解ある御再考を希望する次第でございます。

第一に、放送法案を通過いたして痛感することは、法案があまりにも日本放送協会の擁護に偏していることである。日本の放送ラジオを民主的に自由開通に発達せしめるためには、民間企業の自由なる進路が開かれてあらねばなりません。しかるに現法案においては、民間放送に對してはわずかに数行の條文にとどめて、その基準目標を不明瞭とし、また一方においては日本における放送開始以來二十五年の間、小資本により堂々と自立經營、今日におけるラジオ放送普及の礎石となつておるわれ／＼ラジオ機器の保守供給業者の存在を默殺いたしまして、修理業務を法制化した。巨大なる独占勢力と、法律の権力のもとにおいて、重税の圧迫にあへくわれ／＼の零細企業者に、さらに強ひて加へんとするがごときは、まさに独善横暴そのものであるといふほかないのではありません。もちろん放送法案ないし日本放送協会の本旨は、国民大多數の利益を優先にすることは当然であります。が、さりとて善良なる、しかも国策に忠實なる国民の一部たるところのわれわれ業者を犠牲にしようといふことは、言ひ得ないと思ふのであります。まして、個人の零細なる資力によつて業務を經營しつつ、放送ラジオの普及に協力するわれ／＼ラジオ修理販売業者の功績は、放送協会の掲げますその業績と同様に認められてもいいと思ふものであります。これに圧迫と

強圧とで報いられますがごときことは、とうてい信じ得られないところであります。万一修理保守業者の業績が、日本放送事業の発達を促すために不十分であるといふのであるならば、それを育成助成する施策を必要とし、またこれを害する点がありましたならば、これを除去する政策、すなわち生産機器の品質向上をはかり、受信機等の故障を未然に防ぐ根本対策等の樹立こそ、適正な方策であると信ずるのであります。かような建設的な方針はまつたく認め得られないのであります。末梢的な修理業務のごとき營業張りに汲々とし、いたずらに小企業と對立し、これを圧迫牽制せんとする獨善独占の態勢は、過去における日本放送協会の獨善独占行為に、さらに筋金を入れる以外に何物もないと認められるのであります。また日本放送協会は、今回の法案に示されました修理業務の実施にあたりまして、電波監理委員会が行う地域の認定事項の削除をさらに要求し、独断による自主権の把握を強ひに運動しておるようでありまして、これはわれ／＼業者が過去十数年間、日本放送協会による修理業務の行き過ぎに反省を求めまして、その撤廃を叫び続けて来た本旨からいたしまして、また以上申し上げました趣旨からいたしまして、一層われ／＼の零細業者は恐怖を過重するものであります。この案に對しては絶対反對を表明するものであります。

さて實際問題といたしまして、協会の機関による受信施設の保守によらなければ、その万全が期せられないかどううかという問題であります。過去の協会による数字的実績というものは、すなわちわれ／＼業者の実績なのであります。と申しますのは、協会が過去二十数年間われ／＼と常に車の両輪と稱して、相提携してその保守業務を実施しつつあると称せられることによつても明らかであります。協会の修理業者の行うところ、必ずや業者の実務がこれに伴つておるのであります。もしまた業者を伴わない、協会単独の修理業務というような実績があるとするならば、それだけ業者の生業を圧迫しておる実績でありまして、ここに過去十数年にわたり、業者がその修理業務の圧迫、行き過ぎを訴えて来た原因を明示しておる次第でございます。また協会による保守業務の実態であります。放送協会の職員による修理業務の実態は、いわゆるお役所仕事の範圍内に入るべきもので、全般的に見て低調であり、單なる業務実績かせぎのおざなりすぎないという感が深く、生業の對象として故障機器と真剣に取組み、やむにやまれぬ營業競争とサービスの徹底を相競ふ自由企業者の行動と、格段の相違があることは当然であります。まして、素質、能力においても、自由企業者のものがそれに劣るとは考えられません。むしろ立ちまざる場合が往々あり、その実例は幾多あげることができますが、一般の通性として、官尊民卑の傾向がいまだとれないのであります。有力なる組織を盲信する人情の働きが、協会の修理業務を過大に評価する傾きがないとは言えないのであります。またサービス網の配置問題であります。都市、繁華地帯に對するサービスは別といたしまして、山間僻地に對する受信機の保守に對しては、業者といたしましてそれ／＼自

主的に、集団修理、出張修理等を行つておるのでありますが、この点は十分業者としても自覚し、それらの自主団体または地域組織と協力して、この方面へのサービスも万全を期すべく努力しているのではありませんが、放送協会においてこれら地域に対する保守サービスに、それほど深い関心を感ずるならば、都心地において業者に対立して、いたずらにその生業を脅かしつつある相談所等の施設を全廃し、その経費の一部でもこの施策に振り向け、業者を支援することの方が、民業助成の果も上り、その本質に沿うものであるかと考えるのであります。従つて協会の修理業務を山間僻地に限定する趣旨において、前記條項を残すというような論は、承認しがたいのであります。何となれば協会がかかる山間僻地に、一々出張所のごときものを設けることができるかどうか。また故障のあり次第にだちに聴取者の家庭へかけつけて、修理してやることができかどうか。当然不可能のことではあります。結局定期または臨時に巡回修理でもするのがせいゝであります。しかしてラジオ聴取者が受信機器の故障の都度、すみやかに修理をしてもらおうと思へば、結局もよりのわれ／＼業者のところに来るほかはないのでありますから、協会が山間僻地において修理業務を行う必要があるということとは、ほとんど意味がないのであります。現に協会が修理業務を営んでおる場所は、決して山間僻地ではありません。たとへば東京都内の数寄屋橋とか、全国を通じて中小都市の中心地、繁昌しそうな所で実施せられておるのであります。業者の生業を圧迫しておるの

であります。協会は修理を行へば、必ず繁昌しそうな所を特に選んでやつており、山間僻地と称するものはどこにあるか、実に疑問の次第であるのであります。今日も実はここに福島県の人々が傍聴に来ておりますが、旭村のごときも何年も来たことがない。町から五里も離れておる。そういうところを協会が実際にやるとするならば、福島県だけでも何千万の金がかかる。業者は五里、十里の道を自転車に乗つて、その山奥までサービスに歩いておるのであります。

大法日本放送協会による修理相談業務はいつ始まつたかというところ、昭和五年東京中央放送局技術部長北村政次郎氏が、これは業者の権益を脅かすものであるから、絶対に業者と提携して行わなければならぬという、確たる方針のもとに開始せられたものであります。協会は受信機器の診断をのみ行い、その修理業務は全部業者に任しつゝあつたのであります。また相談業務等も業者と完全に提携し、業者はその店舗を提供し、これを基準に受信機の相談または診査に當つていたのであります。戦時中における統制政策により修理業務に乗り出したものが、今日の慣習を生み、さらに今後におけるその慣行を強化しようとする計画しているものであります。業者の自主的進歩発展を阻害する施策と言わなければならぬのであります。また今後、遠い将来といわず、三、五年後におけるラジオ放送事業の発達等を考えましても、またこれに伴う受信機器の改善向上、保守技術の進歩、各種サービス網の拡充、そういうような点をいろいろ考えましても、修理業務のごときはわざわざ

で法文に載せるほど必要なことではないと思ふのであります。そこで時間を節約するために、项目的に申し上げたいと思ひます。

一、協会の修理業務の実態面においては、われ／＼業者の立場より見れば、技術的にもサービス面にも、業者としては信頼するほど価値あるものではないこととあります。

二、業者はラジオの普及のため、受信機の販売に、あるいは保守業務に専念しておるのであつて、民間放送實現とともに、さらにその企業の発達を期待するものであり、その素質と配置等に関しても、またサービス面についても、何ら不安がないと思ひます。

三、電波監理委員会が必要と認めた場所に限りと言つて、いかにも限定したようにとれますが、その認定いかんにより、広くも狭くもなり、極端な場合を想像すれば、日本全国をいづゆる必要と認めた場所とすることが可能であり、従つて日本放送協会は、修理業務の範囲に限り監視委員会にいろいろと働きかけ、またわれ／＼業者もまた自衛上、これが対策に狂奔せざるを得ないことになり、ひいてははなはだ好ましくない現象を惹起するおそれが大いにあります。これを絶滅するために、前記關係の條項をすべて削除することが至当と考えるのであります。

四、協会の行う修理業務は、営利を目的としてはならないはずの協会をして、営利に向はせる危険があるものであります。これまた前記條項の全面的削除を願ひたい理由であります。

五、日本放送協会の受信機器修理業務は、監理委員会が必要と認めた場所の認定いかんにより、われわれ業者と競争關係に立つようになることは明らかであります。協会はわれ／＼と比較にならぬほど、巨大な事業能力を有しておりますから、われ／＼業者たちの自由なる競争を不可能にし、少くともこれを制限することとなるのであつて、独占禁止法にいうところの、不当なる事業能力の格差を生ずる可能性があるものであります。かかる状態が発生したときに、公正取引委員会に申し出まして、その排除処置をとつてもよろうになるよりは、初めからそのおそれのある條項を制定しないことが賢明であると思ひます。

六、協会が現状のごとく広く修理業務に手を出すようになると、修理料の決定につきましても、また修理用の部品につきましても、協会の例に従わざるを得ないはめとなり、結局放送法第九條第四項「協会は、放送受信用機器若しくはその真空管又は部品を認定し、放送受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するやうな行為をしてはならないと規定してあるのに、抵触することになるおそれが大いにあります。

七、受信施設の保守にかくのごとく深慮するのであるならば、これに携わる保守技術者の素質、並びに施設を認むべき国家的認定制度の施策が考えられてよいと思ひのであります。

八、民間放送会社が企業維持の収入源としてあげております受信機器修理業務もまた、われ／＼ラジオ業者と同様の影響を受け、その収入源を脅かされ、企業の自由なる発達を阻害される場合もあると考へられるのであります。しかしここでもちよつと断りいたしておきたいことは、民間放送会社の修理販売企業に對しましては、その独占事業的性格、集中資本的性格にかんがみまして、その実行にあつては、われ／＼中小企業者といたしまして、別の面から対策を研究いたしておるやうな次第でございます。

結論をいたしまして、受信機器の修理業務の條項は、いたずらに国政を煩雜化せしめる以外効力がないこと、中小企業者として重視を拂いつつあるわれわれ業者に圧力を加へ、その生業を不安ならしめるにすぎないのであります。その全項目を削除し、協会の経費を削減し、本然の任務たる放送業務に集中せられ、また聴取料のごときは、その余剰経費によりできる限り軽減せられんことを望むものであります。しかしてラジオ機器の生産根源に對する施策をお考え願ひまして、わが国ラジオの改善向上をはかるとともに、日本のラジオ機器が多量に海外に輸出せられまして、外貨獲得になるよう、われわれ業者は全幅の努力を惜しまないも

業を開始したある日から黒字になる
ということは考えられない。一定期間
赤字を負担する覚悟がなければこれは
できない。いわんや今日の放送はアメ
リカのお手本もありますから、あの手
この手というく、収入を得る道もあり
ましよう。また多角経営、たとえば出
版事業を兼営するとか、いろいろの方
面から放送広告以外に収入を得る道も
相当考えられておりましよう。必ずし
も損をするときめてかかる必要はな
い。しかし別の意味から、相当注意し
なければならぬと思います。むろん財
政上の問題もありましよう。ただ民間
放送局相互が競争のあまり、内容を吟
味するいとまなくして、各方面にいわ
ゆる広告を売りつける。あるいはかき
集める。そしてしかもその切り売りし
たる時間内は、広告放送者のまづ自由
にまかすべきが原則でありましようか
ら、その内容というものは結局公衆の
趣味にこびる、あるいは聴衆をやんや
やんやといわせるという方面に急い
て、その結果が醇風美俗を害するとか、
あるいはおもしろからぬ結果を生ま
す方面に意を用いる点が盛んになるの
ではないか。これはまだ忍ぶとして
も、最も注意を要することは、これば
東洋のある都市なんかにもその実例が
あるそうでありまうが、講演、演芸、娯
楽とかいうようなものの中に隠れて、
ちよい／＼とある種の精神的な放送
を伝播するという結果が起りはしない
か。この点は私は詳論を省きます。忝
員各位の御賢察にまかせます。こうい
う点も相当考慮いたさなければならぬ
と思います。電波に関する監督は、電
波監理委員会が十分に監督しましと
う。しかしながら多くは電波の質

か、波長とかいうような技術的關係に重きを置いて、つまり乗物だけに重きを置いて、電波という乗物に乗ってお客さん、すなわち放送内容の監督というものを等閑に付しては、これはゆゆしい大事が起ると思います。この電波内容の監督については、電波監理委員会において十分の御考慮をなさる必要があるのではないかと。

放送協会の監督するラジオ・コードは嚴重にできております。またラジオに關する監督も相當行われましよう。またこれが經營の任に當る者の人選も、ただいま申すようなむしる慎重すぎるような慎重さをもつて吟味されますから、この点はまず一応信頼してもよろしいのであります。民間放送でありますと、資本關係以外に、その經營の責任者を別に吟味する機構はないようでありま。それがやれるのか、どういう仕組みでやるのかというのをあまり問わない。一般商會社の經營方針と同じような程度にまかしてある。この点は相當考慮を要すると思ひます。ことにまたこれが株式會社であります場合に、いつも財政がゆたかとは考えられま。財政の窮乏を生じた場合に、一般會社にあるごとく株式全部の肩がわりもできましよう。また委任經營もできましよう。また放送設備の賃貸あるいは買収譲渡ということもできましよう。最初監理委員會で認可した場合には、いろいろだれが經營したか、どういふ背景があるかというようなことを、相當問題にして検討しませうが、その後どういふ株主がマジョリティーを持つてゐるか、だれが賃貸したかというようなことまでは、監督の手はなか／＼及びにくいものであり

ます。しかるに放送協会に対しては、ただいま申した放送設備の賃貸、譲渡、あるいは別のものの支配に属するような場合には、監理委員會の認可を経なければならぬことになつておりますのかかわらず、民間放送に對してはかくのごとき規定がないのであります。規定がない以上は、一般商會社の例によつて、株式というものがだれの手に移るかわからない。だれの支配にこれが属するようになるかということはちよつとわからない。資本關係、經營關係の取締りが比較的自由になつておる。あるいはこれが法案の本旨であるかかわりませんが、そういう方面に對する配意が、この法案の上にもう少し盛り上げられてもいいのではな

いか。午前中にも話がありましたが、法案の五十八條の規定のうち、民間放送に關する規定がたつた二箇條しかない。もつとも最初の總則において、ラジオに關する原則が二、三箇條ありますけれども、その以外はまづたゞ二箇條しかない。もう少しラジオに關する放送の原則、運営の方針、またただいま申したような電波の内容に關する配意、これなどがこの法案の上に考えられてもいいのではないかと、かように考へております。

また先刻來委員各位のうちからも御質問がたまはりました。民間放送局の育成という問題であります。私も民間放送局は、日本放送協会の競争者にもあらざ、また脅威者にもあらざと考へております。法律の上では二つ一緒に生れて來ますけれども、片方は二十五年以來の伝統の技術、經營、人的布陣、財政、あるいは放送網、かくのごとき遺産を相続した長男であります。片方は

まつたくの呱呱の声をあげたばかりの嬰兒でありますから、これは競争者にはならぬ。従つて民間放送が今後いかに發達いたしましても、なか／＼NHKと對等の地位をとるということは、よほど年月を要しましう。これについては私は、まさか政府が直接に補助金を出さうというふうなふうには考へられませんが、少くともNHKは民間放送局の育成共助ということについて、十分に考へるべき立場にあるのではないかと。

これについて自己の古い經驗を申し上げますが、二十五年以前に東京放送局が成立いたしました際に、社會が問題にしたのは、新聞社がらみ殺されてしまふだらう、こういうような声がざいぶんありました。その時分には確かに放送というものは新聞の敵である、一般に考へられておつたのであります。また各新聞社は争つてこの放送局の志願をしました。それがみな不認可になつて、社団法人東京放送局というものができたのであります。その新聞社の当初の計画は実現いたしまして、放送事業をメーカーと一緒にやつたのであります。その際における各新聞社の態度は、まづ私は今日から見ると実につばあつたと申してよろしいと思ひます。実に育成的態度、助長的態度を遺憾なく發揮したのであります。第一、ニュースは無料で提供してくれました。一日に数回わざ／＼持つて來てくれました。しほいは毎日の紙面もさいてラジオ・プログラムを出し、演出家の写真までもほとんど出して、あ

る新聞のごときものは毎日半ページ以上費しておりました。また幹部の人が時間をおいて、毎日放送局へ行つて手伝つてくれたり、あらゆる便宜を提供してくれました。例のラジオ課税問題が茨城県に起つた際のごときは、驚くべきことでありまして、東京全市の新聞社、通信社等十社が連名で、共同声明を發表したのであります。そのラジオ課税の文化を害する不法なことをな

じり、多大な紙面をさいて共同声明を發表し、また一時通信省と人事問題について争ひを生じた際にも、各社が共同声明をもつてこれに對する意見を發表いたしました。かくのごときは從來なかつたのであります。いかに各新聞社が放送事業を育成助長するに熱心であつたかといふことは、実にこの一点で明らかであります。ある人はこの態度をもつて、白眼をもつて放送事業をにらんでおつたならば、放送局は今日の盛業を見得なかつたであらう。少くともはるかに放送事業の發達が阻害せられたであらう。私はこの機會において、各新聞社が放送事業に對してとつてくれた態度に對して、感謝の意を表するものであります。NHKも新誕生者たるこの民間放送に對しては、かくのごとく大なる襟度をもつて、自分の弟を育成するやうな態度をもつて、育成に盡力してくださることを期待するのであります。

最後に一言、これは小さいことではありましようが、從來この放送事業に努力しておりました出資社員が、全国に六千何百名ありますが、これに對する処分の問題であります。この法案の附則の第何條かによりますと、二百圓の出資金を還付するといふことでありま

す。當然放送協会解散と同時に、出資社員たる資格を喪失するのであります。出した二百圓は、彼らは最初から別に還付を要求しておりません。むしろ寄附するつもりでありました。それ

に對する一つの待遇として、聴取料を免除してあります。しかしながらこの人たちは、まだ放送というものが生れ出ない。どんなおもしろいものか、つまらないものかわからない。いつか、放送局の人が行つて頭を下げて、どうぞこういうものであるから加入して社員になつてくだされと、一々懇請して参つて社員になつてもらつた人たちがなのであります。もしこの人たちがなかつたならば、放送局は誕生してお

りません。すなわち今日あるのは、出資社員が二十五年以前に二百圓、金額はともかく、その當時において一定の価値を持つ二百圓を出資して、何らそれに対する代償を求めないで、この文化事業に率先盡力をしたという点に、ただ誇りを持つのみであつて、これがもとで今日あるを得た有力なる原因であります。今度いよいよ機構がかわつたから、この人たちに二百圓返してやる、これではよろしい、こういう態度をとるべきではないと思ひます。二百圓を返さなくてもよろしいから、この人たちは從來の功績を認めて、今後あるいは十年間とか何年間とか、無料聴取の特権を與えて、その優遇の意を明らかにすることが、かえつて從來の出資者に對する道ではないかと、かように考へております。

いろいろ申し上げる点も多々あるものであります。時間もすでおそくなりましたので、この程度でごめんをこゝういたします。(拍手)

○辻委員長 最後に長谷川才次君にお願いいたします。
○長谷川公述人 時事通信社の長谷川であります。

しかないのであります。外国の通信を行うロイターと、国内の通信を行うプレス・アソシエーション、これが合せて一本なんでありまして。ところがアメリカに行きますと、非常にうづなな通信社がたくさんできています。そこで私は放送局の問題につきまして、日本のような貧乏な国に二つの放送局、放送協会が可能なかどうかという根本的な線があると思うのです。先ほどからいろいろお話がありました、イギリスではBBC一つ、それに大體範をとつて今まではNHKがやって来たのだらうと思いますが、占領以来やはり通信社と同じように、放送局も民間放送局を入れて複数にしようじゃないか。こういう考え方が強く出て来ていると思ふのであります。そこでこの法案を起草せられました当局の方や国会の皆さんが、この問題は、ほんとうに身にしてみたい経験から一つで行った方がよいと自分たちは思うが、いろいろな事情で複数にするということになりました。ならば、一体どのようなかつこうで複数にするか。二つ以上の放送協会、放送局をどうするかという問題を、十分お考えになつたかどうか。この法案を見ますと、そこら辺の御検討が不十分なのではないかという気がするのです。

日配も解体して、新しい販売業者が機均等の立場からできておりますので、そういう建前をとるべきじゃないか。先ほど申し上げたように、一つの放送協会がいろいろの御議論ならば、これで貫いた方がよろしいので、趣旨が徹底すると思う。しからざれば一応御破算にいたしました。もちろん技術的ないろいろな制約はあるであらうけれども、機均等の上で立つた複数放送局を考え直す。こういうことではないかと思うのであります。ところがこの法案を見ますと、大部分NHKの事後処理法案、しかもNHKにはいろいろの特権を與えている。従つていろいろとこれにめんどくさい監督を加えている。組合の代表の方が先ほど痛烈にこきおろしましたが、こんなふうな監督されたのは仕事ができないというの、まことにごもつともだと思ひます。すべての特権を投げ出して、平等な立場に立つて、自由競争の原則に立つて仕事をやって行く。そこで個人のイニシアチブを發揮することによつて、事業の進歩をはかる。そういう哲学に立脚しなければならぬ。片方においては特権を享受する、片方は自由にやるのだというのでは、哲学がばらばらだ。全面的な競争なんというものは、今はどうしてできませんが、どうしても一つの放送協会ではいかぬということが大前提であります。ならば、レギュレーデッド・コンペティションというか、一統統制の加わつた競争というかつこうを、この法案の根本的な建前としておとりになるのがよろしいのではないか。かように考えるのであります。

お話が十分詳しいので、私は省略させていただきます。筋の考え方といたしましては、第一放送の波をそのままにしておきまして、第二放送の波は民間放送局にわけてやる。それから経済的な点も、民間放送局を好意的に育成するようにお考えになりませんか、これは育たないと思うのです。複数放送局という建前をおとりになるならば、少し現在のNHKの持つております特権的な地位を削りまして、民間放送局を育てるという建前にお考え直しになりますと、趣旨が実際に通らない結果になると私は考えるのであります。

果になるのであります。これはたいへん危険なんです。私ども戦争中、同盟通信社で政府の方々の軍の役人の方と協力して、大いに戦争に協力した。一生懸命やつたのです。それが悪いといつて、戦争が済みましてからがちゃんとしておされした。そのときに関係方面の考え方としては、こういう大きな権力を通信社に與えておつてはいかぬのだというやうなことで、政府から特に助成金をもらつた、電波をもらつておるといふやうな、特権的な地位を持つておる通信社は許さない。こういうおしかりを受けてわれわれ解散したので。先輩が三十年も苦勞して、私どもも二十年間、人生のベスト・パートを国家建設のための戦争に捧げたのです。そしてその後その年の九月二十四日と記憶しておりますが、モランダムがออกมาして、その第二項に、現存する通信社ないしは将来できる通信社につきましても、国家から特別の特権を得ている通信社の存立は許さない、こういうこととあります。通信社というのはきわめて簡単に、ニュース及び情報を他人に提供するものが通信社であります。第六号が通信社のつばな定義でありまして、これを国家から非常な特権を得ております新しい協会が當面ということとは、おそらくその覺悟違反なのでは。まだ覺悟は生きておるつもりでありますから、委員の方お調べになりますとわかりますけれども、この條項はその意味からも削除していただいた方がよろしいのではないかと。

放送協会の方は、特に古垣君が乗込みましてから、新聞屋出身だから、通信社にまかしておくわけにいかないか

この法律案を拜見いたしましたして、初めの第一章総則はまことにけつこうだと思つておられますが、突然第二章以下になりますと、日本放送協会のことばかりずつと書いておられます。最後に一般放送事業がたつた二箇條、あとは罰則、附則というふうになつておられます。ちよつとこれを一読いたしましたして、どうも統一したものの考え方ではないか。占領の治下でありますので、いろいろと方々から意見が出て、船頭がたぐさんおられますので、いささかばら／＼事件になつておるのではないかと印象を受けたのであります。根本的な建前がはつきりしない。私ども長いこと通信社の仕事をしておまして、二十年前から私どもの商売の仲間でも何でも問題になりまして、日本のような貧乏な国に二つの通信社が可能なかどうかということなんです。アメリカにおいでになつた方はよく皆さんおわかりだと思ひますが、とんでもない金持の国なんだ。アメリカへ私も二月、三月旅行したばかりであります。戦争前までエコノミックス・オブ・アバンダンスといふことが、つく／＼わかるのであります。大西洋を渡つてロンドンに行きますと、昔は偉かつたかもしれぬが、やはり貧乏国、エコノミックス・オブ・ボヴァーティ、近ごろはそれを言いかえて、貧乏人がウエルファアを進めるための、エコノミックス・オブ・ウエルファアといふことを言つております。貧乏な英国では、通信社が一つ

こういう貧乏な国で、二つ以上の放送協会をつくるということであれば、現在のNHKのやうな、今までの組織を一応御破算にいたしました。機均等の上に立つて複数の放送局を考へる。これはほかの場合においては全部そうであります。通信社もそうであります。たとえば国際電気通信株式会社も解体してしまつてゐる。出版関係の

細目につきましては、先ほどのからの

細目につきましては、一つ、私ども通信社で働きました者の建前から、多分これは不注意で入つた條項ではないかと思ひますが、第九條の第二項の六に「ニュース及び情報を他人に提供すること」という簡単な一項目が入つております。これは何でもないといふふうに委員の方はお考えかもしれせんが、これはトロイの馬でありまして、これだけの條項があらますと、りつぱに通信社の仕事を営むことができません。放送協会は放送によります言論、ニュース、報道その他の事業を独占する。独占でもありませんが、實際上は独占に近いやうな権限を持つております。それからもう一つ、通信社に運賃を課する。日本全国にわたつて新聞社にニュースを届けるといふ仕事をやりまして、紙によるマス・メディア、ラジオによるマス・メディアを放送局が独占する。古垣さんが依然として新しい協会の会長になりますならば、ローマ法王以上の権限を持つやうになる結

果になるのであります。これはたいへん危険なんです。私ども戦争中、同盟通信社で政府の方々の軍の役人の方と協力して、大いに戦争に協力した。一生懸命やつたのです。それが悪いといつて、戦争が済みましてからがちゃんとしておされした。そのときに関係方面の考え方としては、こういう大きな権力を通信社に與えておつてはいかぬのだというやうなことで、政府から特に助成金をもらつた、電波をもらつておるといふやうな、特権的な地位を持つておる通信社は許さない。こういうおしかりを受けてわれわれ解散したので。先輩が三十年も苦勞して、私どもも二十年間、人生のベスト・パートを国家建設のための戦争に捧げたのです。そしてその後その年の九月二十四日と記憶しておりますが、モランダムがออกมาして、その第二項に、現存する通信社ないしは将来できる通信社につきましても、国家から特別の特権を得ている通信社の存立は許さない、こういうこととあります。通信社というのはきわめて簡単に、ニュース及び情報を他人に提供するものが通信社であります。第六号が通信社のつばな定義でありまして、これを国家から非常な特権を得ております新しい協会が當面ということとは、おそらくその覺悟違反なのでは。まだ覺悟は生きておるつもりでありますから、委員の方お調べになりますとわかりますけれども、この條項はその意味からも削除していただいた方がよろしいのではないかと。

放送協会の方は、特に古垣君が乗込みましてから、新聞屋出身だから、通信社にまかしておくわけにいかないか

ら、おれのとこでニュースを集める。取材網をだん／＼広げて来られました。これはけっこうです。まことにごもつともなことです。つまり新聞のニュース——白い紙を黒くして売るのが新聞であります、新聞に字で書くニュースと申しますが、文学と申すか、記事の書き方というものは、声から耳で入つて来るニュースないしは文学の書き方は、全然違ふものなのです。書き方が違ふばかりでなく、取材のアングルも全然違つて来るから、放送協会が独自の取材網を持つことはけっこうです。ところがそれをやつていくと、單なる新聞社と競争になつて、特種を一足先にやろうというのを考えまして、遂にはどうもおれのとこは地方取材が貧弱だ、地方の新聞とニュースの交換をやろうじゃないか。網島長官の御説明では、大きな通信社になるわけではない、まあ普通のニュースの交換くらいが関の山だというお話のようでありましたが、地方の新聞とニュースの交換——交換という

もそれはアンフェア・コンペティションだと私は考えます。そういう経済的な点からも、多分これは不注意で入つた條項だと思ひますが、削除されるのが安当だと、かように考へております。

のときにもお尋ねしたかったのでありますが、時間がなくて留保しておつたのであります。この協会の運営に対する監督の多元性ということが、官僚統制に陥るということ、それがただちに言論の拘束、言論の弾圧になるといふ結論との間には、私は多少論理的なギャップがあるのではないかと申すのであります。むしろ運営に対する統制と申しますか、監督の嚴重さということ、間接的にはさうな影響を及ぼすかも知れません。その可能性は十分考へられるのでありますが、御議論の根底に、これがただちに言論弾圧なりという結論に直結するものであるか、その点を一つ伺いたいのと、あわせて本法案におきましては、けさほど私申しましたが、プレス・コードに四敵すべきラジオ・コードとも考へらるべき部分が、相當載つておるのであります。

度には番組の検閲ということを行へないのでございませうけれども、お役人の方は自分たちがやはり一番有能であると思つてゐる。これはいつの時代の官吏でもお考えになつており、技術的に最大の自信を持つておられる。いつの場合でもさういふ方々が、自分の意見という／＼な形において出されるというところが、必然的に起つて来る。それは予算の關係であるとか、あるいは人事の關係であるとか、さういふことで非常に縛つて来るということが行われると思ひます。今日民主主義の世の中でございまして、番組を直接統制するといふことはございせんが、かつて通信省の監督を受けておつた時代に、現在の放送討論会とか、あるいは街頭録音、あるいはのど自慢といふような企画は、NHKに前からあつたのであります。そういうものは通信省の監督を受けておつた時代には許可にならな

いことを、おれはこうするのだと言つて来るばかりはない。しかしながら国会の認可とか、あるいは電波監理委員会の認可とか、さういふふうな人事とか、事業計画とか、資金計画まで入つて来る。たとえば街頭録音をやるにしても、それだけの予算をそれだけつくり、それだけの技術者の定員を配置し、いろいろしなければなりません。さういふ面でも／＼と規制されて来る面があるものであります。このことは先ほど言ひ忘れましたが、第一條に書いてあることは非常にりつぱなことでありまして、第一條通りに行けばよいが、労働基準法におきまして、第一條から第八章くらいは堂々たる文章でいいのですが、こまかいことになつて来る、根本的な最初の目標を殺してしまふようなことを規定して来る。このラジオ・コードの問題でも、こういふふう

と商売でないように思ひますが、対価が貨幣であるか物であるか、パートナーであるか売買であるかという違いで、実体は同じです。それをやつておると、これは多分昭和二十年九月二十四日のモランダム第二項に抵触すると私は考へます。

たから、簡単に二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。ただいま長谷川さんから、時事、共同両通信社設立に関する経緯を、きわめて率直明快に承ることができました。はなはだ欣快にたえないのでございませう。この法案の生れ出ますまでの内外諸般の情勢といふものにつきました。われ／＼いろいろと考へさせられる点があるのでございませう。そこで先ほど河田さんのお話なのでございませうが、この放送法案におきまして、各種のNHKに対する監督の段階と申しますか、機構がきわめて複雑であり、多過ぎる。これがためにNHKのモーションがはなはだ束縛せられるという御説でございませう。その御趣意に對して、私も多々同感させられる点があるのでございませう。しかしながら同時に御意見によりますと、つまりこの監督機構のあまりの複雑さというこの中に、官僚統制に陥る可能性、危険が非常に包含せられてゐる。しかしそれがごとき御意向の自由の圧迫になるかの

このラジオ・コードは放送事業者に対する一つの基準でありまふとともに、これは返す刀として、権力者に対する一つの羈絆になつておるものと私は考へておる。従つて私は言論自由の観点から申しますならば、むしろ論議はこのラジオ・コードの内容の適否というよりな点に、重点を置いて考へなければならぬのではないかと申すのであります。ラジオ・コードにつきまして、何か御意見があらまふれば承りたいのであります。なお二つばかりお尋ねしたいことがありますが、さしあたりまずそれを伺ひます。

を、私は申し上げたのでございませう。それからラジオ・コードに関する部分にいろいろ記載がございませう。これは権力者を直接、また同時に逆な面において規制して来るということも事実でございませうけれども、私の言ひたいことは、物理的現象としては起らないかも知れません。しかしながら検閲官といふものが昔ございまして、今

て、いかなる影響を持つてあらうかと

が、おれのとこでニュースを集める。取材網をだん／＼広げて来られました。これはけっこうです。まことにごもつともなことです。つまり新聞のニュース——白い紙を黒くして売るのが新聞であります、新聞に字で書くニュースと申しますが、文学と申すか、記事の書き方というものは、声から耳で入つて来るニュースないしは文学の書き方は、全然違ふものなのです。書き方が違ふばかりでなく、取材のアングルも全然違つて来るから、放送協会が独自の取材網を持つことはけっこうです。ところがそれをやつていくと、單なる新聞社と競争になつて、特種を一足先にやろうというのを考えまして、遂にはどうもおれのとこは地方取材が貧弱だ、地方の新聞とニュースの交換をやろうじゃないか。網島長官の御説明では、大きな通信社になるわけではない、まあ普通のニュースの交換くらいが関の山だというお話のようでありましたが、地方の新聞とニュースの交換——交換という

もそれはアンフェア・コンペティションだと私は考えます。そういう経済的な点からも、多分これは不注意で入つた條項だと思ひますが、削除されるのが安当だと、かように考へております。

のときにもお尋ねしたかったのでありますが、時間がなくて留保しておつたのであります。この協会の運営に対する監督の多元性ということが、官僚統制に陥るということ、それがただちに言論の拘束、言論の弾圧になるといふ結論との間には、私は多少論理的なギャップがあるのではないかと申すのであります。むしろ運営に対する統制と申しますか、監督の嚴重さということ、間接的にはさうな影響を及ぼすかも知れません。その可能性は十分考へられるのでありますが、御議論の根底に、これがただちに言論弾圧なりという結論に直結するものであるか、その点を一つ伺いたいのと、あわせて本法案におきましては、けさほど私申しましたが、プレス・コードに四敵すべきラジオ・コードとも考へらるべき部分が、相當載つておるのであります。

度には番組の検閲ということを行へないのでございませうけれども、お役人の方は自分たちがやはり一番有能であると思つてゐる。これはいつの時代の官吏でもお考えになつており、技術的に最大の自信を持つておられる。いつの場合でもさういふ方々が、自分の意見という／＼な形において出されるというところが、必然的に起つて来る。それは予算の關係であるとか、あるいは人事の關係であるとか、さういふことで非常に縛つて来るということが行われると思ひます。今日民主主義の世の中でございまして、番組を直接統制するといふことはございせんが、かつて通信省の監督を受けておつた時代に、現在の放送討論会とか、あるいは街頭録音、あるいはのど自慢といふような企画は、NHKに前からあつたのであります。そういうものは通信省の監督を受けておつた時代には許可にならな

いことを、おれはこうするのだと言つて来るばかりはない。しかしながら国会の認可とか、あるいは電波監理委員会の認可とか、さういふふうな人事とか、事業計画とか、資金計画まで入つて来る。たとえば街頭録音をやるにしても、それだけの予算をそれだけつくり、それだけの技術者の定員を配置し、いろいろしなければなりません。さういふ面でも／＼と規制されて来る面があるものであります。このことは先ほど言ひ忘れましたが、第一條に書いてあることは非常にりつぱなことでありまして、第一條通りに行けばよいが、労働基準法におきまして、第一條から第八章くらいは堂々たる文章でいいのですが、こまかいことになつて来る、根本的な最初の目標を殺してしまふようなことを規定して来る。このラジオ・コードの問題でも、こういふふう

と商売でないように思ひますが、対価が貨幣であるか物であるか、パートナーであるか売買であるかという違いで、実体は同じです。それをやつておると、これは多分昭和二十年九月二十四日のモランダム第二項に抵触すると私は考へます。

たから、簡単に二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。ただいま長谷川さんから、時事、共同両通信社設立に関する経緯を、きわめて率直明快に承ることができました。はなはだ欣快にたえないのでございませう。この法案の生れ出ますまでの内外諸般の情勢といふものにつきました。われ／＼いろいろと考へさせられる点があるのでございませう。そこで先ほど河田さんのお話なのでございませうが、この放送法案におきまして、各種のNHKに対する監督の段階と申しますか、機構がきわめて複雑であり、多過ぎる。これがためにNHKのモーションがはなはだ束縛せられるという御説でございませう。その御趣意に對して、私も多々同感させられる点があるのでございませう。しかしながら同時に御意見によりますと、つまりこの監督機構のあまりの複雑さというこの中に、官僚統制に陥る可能性、危険が非常に包含せられてゐる。しかしそれがごとき御意向の自由の圧迫になるかの

このラジオ・コードは放送事業者に対する一つの基準でありまふとともに、これは返す刀として、権力者に対する一つの羈絆になつておるものと私は考へておる。従つて私は言論自由の観点から申しますならば、むしろ論議はこのラジオ・コードの内容の適否というよりな点に、重点を置いて考へなければならぬのではないかと申すのであります。ラジオ・コードにつきまして、何か御意見があらまふれば承りたいのであります。なお二つばかりお尋ねしたいことがありますが、さしあたりまずそれを伺ひます。

を、私は申し上げたのでございませう。それからラジオ・コードに関する部分にいろいろ記載がございませう。これは権力者を直接、また同時に逆な面において規制して来るということも事実でございませうけれども、私の言ひたいことは、物理的現象としては起らないかも知れません。しかしながら検閲官といふものが昔ございまして、今

て、いかなる影響を持つてあらうかと

が、おれのとこでニュースを集める。取材網をだん／＼広げて来られました。これはけっこうです。まことにごもつともなことです。つまり新聞のニュース——白い紙を黒くして売るのが新聞であります、新聞に字で書くニュースと申しますが、文学と申すか、記事の書き方というものは、声から耳で入つて来るニュースないしは文学の書き方は、全然違ふものなのです。書き方が違ふばかりでなく、取材のアングルも全然違つて来るから、放送協会が独自の取材網を持つことはけっこうです。ところがそれをやつていくと、單なる新聞社と競争になつて、特種を一足先にやろうというのを考えまして、遂にはどうもおれのとこは地方取材が貧弱だ、地方の新聞とニュースの交換をやろうじゃないか。網島長官の御説明では、大きな通信社になるわけではない、まあ普通のニュースの交換くらいが関の山だというお話のようでありましたが、地方の新聞とニュースの交換——交換という

もそれはアンフェア・コンペティションだと私は考えます。そういう経済的な点からも、多分これは不注意で入つた條項だと思ひますが、削除されるのが安当だと、かように考へております。

のときにもお尋ねしたかったのでありますが、時間がなくて留保しておつたのであります。この協会の運営に対する監督の多元性ということが、官僚統制に陥るということ、それがただちに言論の拘束、言論の弾圧になるといふ結論との間には、私は多少論理的なギャップがあるのではないかと申すのであります。むしろ運営に対する統制と申しますか、監督の嚴重さということ、間接的にはさうな影響を及ぼすかも知れません。その可能性は十分考へられるのでありますが、御議論の根底に、これがただちに言論弾圧なりという結論に直結するものであるか、その点を一つ伺いたいのと、あわせて本法案におきましては、けさほど私申しましたが、プレス・コードに四敵すべきラジオ・コードとも考へらるべき部分が、相當載つておるのであります。

度には番組の検閲ということを行へないのでございませうけれども、お役人の方は自分たちがやはり一番有能であると思つてゐる。これはいつの時代の官吏でもお考えになつており、技術的に最大の自信を持つておられる。いつの場合でもさういふ方々が、自分の意見という／＼な形において出されるというところが、必然的に起つて来る。それは予算の關係であるとか、あるいは人事の關係であるとか、さういふことで非常に縛つて来るということが行われると思ひます。今日民主主義の世の中でございまして、番組を直接統制するといふことはございせんが、かつて通信省の監督を受けておつた時代に、現在の放送討論会とか、あるいは街頭録音、あるいはのど自慢といふような企画は、NHKに前からあつたのであります。そういうものは通信省の監督を受けておつた時代には許可にならな

いことを、おれはこうするのだと言つて来るばかりはない。しかしながら国会の認可とか、あるいは電波監理委員会の認可とか、さういふふうな人事とか、事業計画とか、資金計画まで入つて来る。たとえば街頭録音をやるにしても、それだけの予算をそれだけつくり、それだけの技術者の定員を配置し、いろいろしなければなりません。さういふ面でも／＼と規制されて来る面があるものであります。このことは先ほど言ひ忘れましたが、第一條に書いてあることは非常にりつぱなことでありまして、第一條通りに行けばよいが、労働基準法におきまして、第一條から第八章くらいは堂々たる文章でいいのですが、こまかいことになつて来る、根本的な最初の目標を殺してしまふようなことを規定して来る。このラジオ・コードの問題でも、こういふふう

と商売でないように思ひますが、対価が貨幣であるか物であるか、パートナーであるか売買であるかという違いで、実体は同じです。それをやつておると、これは多分昭和二十年九月二十四日のモランダム第二項に抵触すると私は考へます。

たから、簡単に二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。ただいま長谷川さんから、時事、共同両通信社設立に関する経緯を、きわめて率直明快に承ることができました。はなはだ欣快にたえないのでございませう。この法案の生れ出ますまでの内外諸般の情勢といふものにつきました。われ／＼いろいろと考へさせられる点があるのでございませう。そこで先ほど河田さんのお話なのでございませうが、この放送法案におきまして、各種のNHKに対する監督の段階と申しますか、機構がきわめて複雑であり、多過ぎる。これがためにNHKのモーションがはなはだ束縛せられるという御説でございませう。その御趣意に對して、私も多々同感させられる点があるのでございませう。しかしながら同時に御意見によりますと、つまりこの監督機構のあまりの複雑さというこの中に、官僚統制に陥る可能性、危険が非常に包含せられてゐる。しかしそれがごとき御意向の自由の圧迫になるかの

このラジオ・コードは放送事業者に対する一つの基準でありまふとともに、これは返す刀として、権力者に対する一つの羈絆になつておるものと私は考へておる。従つて私は言論自由の観点から申しますならば、むしろ論議はこのラジオ・コードの内容の適否というよりな点に、重点を置いて考へなければならぬのではないかと申すのであります。ラジオ・コードにつきまして、何か御意見があらまふれば承りたいのであります。なお二つばかりお尋ねしたいことがありますが、さしあたりまずそれを伺ひます。

を、私は申し上げたのでございませう。それからラジオ・コードに関する部分にいろいろ記載がございませう。これは権力者を直接、また同時に逆な面において規制して来るということも事実でございませうけれども、私の言ひたいことは、物理的現象としては起らないかも知れません。しかしながら検閲官といふものが昔ございまして、今

て、いかなる影響を持つてあらうかと

いうことについての御意見を承りた

い。悩んだ点でございます。それで結論的に私申すのを落しました。第三国会に提出せられました放送法案におきまして、放送委員会という制度、この放送委員会の方々が大体公務員になられて、それが全面的にやる。電波関係のことは電波庁にまかされておりますが、ああいった形のシンプルのものがないと私は思います。経営委員会がこれのままでいいのだというのはいささかことでありまして、結局私の結論としては、あの第三国会に提出されたような形に放送委員会というものを保持して行つて、この民間放送も含めて、そこでやはり放送行政を全部おやりになる。但しその放送委員というものの構成を、われ／＼の主張しております各分野構成で出るように御配慮願いたいというのを申し上げておきます。

○中村(純)委員 前回は技術屋でございます。河田公述人 今の経営委員会はやめて、前の放送委員会のようなシンプルの形の方が望ましいというのを申し上げたのであります。

○中村(純)委員 そうしますとNHKという企業体に關する限りにおいては、経営委員会というようなものがない方がいいという結論でございます。

○河田公述人 ちよつとそれは飛躍し過ぎるのです。経営委員会は民間でし

○河田公述人 このままでは、私はどうにもならないと思ひます。それで先ほどからいろいろ御意見が出たのだと思ひます。その点、私は時間の關係で省略いたしました。私は各地区に月に一回くらい集まるということがいいと思ひます。これでは、労働組合でよくやりますように、大会を開いて運動方針をきめて、その運動方針によつて執行部がそれを執行して行くという、大まかな線をきめるということぐらいにしかならない。従つて協会の執行部が全権を持つてございまして、私が全権を持つてはやりませうのじやないかと思ひます。経営委員会の経営委員が、なるだけいろいろな事柄を直接御判断なさつた方がいいのじやないか。それが国民の公平な分野からいろいろ出されるということにして、ほんとうにNHKが国民のもの、これだけは民間放送だというように、国民のすべてが関與できるということを、この経営委員会の人事を通じてやつていただきたいというのを私はお願いいたします。

○中村(純)委員 私のお願いしたのは経営委員会でありまして、前は放送委員会だつたので、前は放送委員会だつたので、あいつた放送委員会のように、協会との間に何もなかった……

○中村(純)委員 前回は技術屋でございます。河田公述人 今の経営委員会はやめて、前の放送委員会のようなシンプルの形の方が望ましいというのを申し上げたのであります。

○中村(純)委員 そうしますとNHKという企業体に關する限りにおいては、経営委員会というようなものがない方がいいという結論でございます。

○河田公述人 ちよつとそれは飛躍し過ぎるのです。経営委員会は民間でし

○中村(純)委員 前回は技術屋でございます。河田公述人 今の経営委員会はやめて、前の放送委員会のようなシンプルの形の方が望ましいというのを申し上げたのであります。

○中村(純)委員 そうしますとNHKという企業体に關する限りにおいては、経営委員会というようなものがない方がいいという結論でございます。

○河田公述人 ちよつとそれは飛躍し過ぎるのです。経営委員会は民間でし

○中村(純)委員 昨日ある公述人の方

○河田公述人 ちよつとそれは飛躍し過ぎるのです。経営委員会は民間でし

○中村(純)委員 前回は技術屋でございます。河田公述人 今の経営委員会はやめて、前の放送委員会のようなシンプルの形の方が望ましいというのを申し上げたのであります。

○中村(純)委員 そうしますとNHKという企業体に關する限りにおいては、経営委員会というようなものがない方がいいという結論でございます。

○河田公述人 ちよつとそれは飛躍し過ぎるのです。経営委員会は民間でし

○中村(純)委員 昨日ある公述人の方

○河田公述人 ちよつとそれは飛躍し過ぎるのです。経営委員会は民間でし

のあらゆる聴取設備のないところをくまなくまわりまして、夕方までに月賦で三台を置いて、辛うじてうちへ帰るのであります。聴取者を探してラジオを売らなければ、その生計は立たない

のであります。そこで、協会幹部の方々は御存じないのではありません。しかるに一方は重税、一方は無税で自由がつけやられたんでは、いかに山間僻地といえども、経済の根本を破壊するものであります。

○中村(純)委員　今小川さんのお話を承つておりますと、今日は放送協会が修理業務をやつていいとか悪いとかいうような法律も規則も何もないはずである。でありますから、今日の状態では放送協会がもしあなたの方と競争するつもりであるならば、いわゆる自

由競争で、どういふこともできる立場にあると思うのであります。ところが今度ここに書いてあります法律によりますと、協会の修理業務は、電波監理

委員會が調査して、必要と認めた場所に限りて行うことができる。こういう法律をつくらうとしている。今全然自由放任であるところに、こういう必要と認めたところだけにやることができるという法律をつくることは、なるほどお話のように全国をみな必要と認めてしまえばそれきりの話であります。

れども、こういう法律の條文の精神を考えてみますと、これは今の自由放任のところに、こういう制限的な規定を置くということは、だれが考えても放

送協会の活動を今よりは制限する、極限するために、こういう法律をつくつてゐるとしか、だれが考えても考えられないと思うのです。従いまして御主張のような立場から申しますと、これ

はむしろあなたの方々に今よりははるかに有利な規定をつくらうとして

いいんだというふうと考えております。

されることも可能なりといったし

方法を開きまして、いわゆるNHKは

においては第二放送でも、もちろん第

るのではないかと私どもには考えられ

御苦勞さまでございますが、簡単に

なつたらいかがと、その際申し上げ

をもつてなされたのは、実にその通

甘んじて受くべきものだと思つてお

指定した場所というものを、あなた

答え願いたいと思ひます。河田さん

方面にはしばしば、そういうところ

本に來られて、義務教育について六

きにおいて、修理物資という観点に

の立場から見れば、できるだけ少く

ですが、私も過ぐるときに北海道、

その一点をいたしましては、もちろ

大学というものを日本につくりたい

君から質疑があつたように、指定さ

てもらいたいということになるだろ

も班長という姿で行つたのであり

北道、東北方面におきましては、

もちろんそれは私学法によるもので

面であつたので、今第二放送をや

と思われ。私も国民の立場から考

るが、御承知のように北海道は中

ことは知つておりました、はたし

あるか、これは論議のほかとい

ておる国民のために私は衷心から御

は、NHKが禁止されよう、あなた

方もお見えになりまして、北海道

産声を上げることができると、多

まことにまことにのつかない、雑

から、その答えを願わなくては

不自由を感じないので、やはり山

苦勞なやつておるかは、それ／＼

であらうといふことも、私は今ま

けを放送しておると私は考えて

後この点に重点を置くといつた

間僻地に人から見れば、NHKも

空状態をなくそうという言葉も

いたすことができるのでござい

れたとおる一つの事業教育、職

終りにあたりまして公述人各位に

が、どつちからでもいいから、こ

をいまだこうといふ考えで一生

送までも、第四放送までも、第

送にそれをやつていただけると

だきまして、われ／＼得るところ

これをつくつたお役人はどうい

て相談するといふことではない

うものは公共の事業である、こ

に、先ほど河田さんのおつしや

審査会を開くことになつてお

知りませんけれども、これはいろ

うことは、これはあなたがその

うものでも、第二放送でも、第

に、先ほど河田さんのおつしや

審査会を開くことになつてお

考えてみても、どうしてもそう

うことは、これはあなたがその

うものでも、第二放送でも、第

に、先ほど河田さんのおつしや

審査会を開くことになつてお

昭和二十五年三月六日印刷

昭和二十五年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所